

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名：松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事
2. 工事場所：鹿児島市上谷口町340番地ほか
3. 工期：本工事の工期は令和9年10月29日までとする。
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一
松元平野岡体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	2階建	5,313.48(100.92)	(16)項イ
温泉ポンプ室	鉄筋コンクリート造	平屋建	27.42	(16)項イ

※ 建築基準法による表記・文部科学省算定床面積・その他()

建物別及び屋外工事種目	松元平野岡体育館	温泉ポンプ室	屋外
・空気調和(冷暖房)設備	・一式	・一式	・一式
・換気設備	・一式	・一式	・一式
・衛生器具設備	・一式	・一式	・一式
・給水設備	・一式	・一式	・一式
・排水設備	・一式	・一式	・一式
・自動制御設備	・一式	・一式	・一式
・消火設備	・一式	・一式	・一式
・ガス設備	・一式	・一式	・一式
・給湯設備	・一式	・一式	・一式
・浄化槽設備	・一式	・一式	・一式
・ろ過設備	・一式	・一式	・一式
・電気設備	・一式	・一式	・一式
・湯水井設備	・一式	・一式	・一式

6. 鹿児島市建設工事請負契約書第3条に基づく部分使用()印を付けたものを適用する)無・有(範囲、時期については監督員の指示による)
7. 鹿児島市建設工事請負契約書第3条に基づく指定部分()印を付けたものを適用する)無・有(範囲、時期については監督員の指示による)

II. 一般事項

(番号に○印の付いたものを○印の付いたものを適用する)

- 1 本工事は、公共工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、火災及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。
- 2 本工事の施工において、関係法令により作業が必要となる作業については有資格者が行うこと。
- 3 本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。
- 4 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。
- 5 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の観点に立ってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
- 6 元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇用手労・労働安全管理等の措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。
- 7 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制整備及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制整備の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- 8 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- 9 本工事の施工においては、地場産業育成の観点に立ってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
- 10 本工事の施工においては、関係法令により作業が必要となる作業については有資格者が行うこと。
- 11 職業能力開発促進法の趣旨をふまえ、延べ面積3,000㎡を超える工事には、技能士を常駐させるものとする。
- 12 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。
- 13 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(GORINS)に基づき、受注・変更完成・訂正時工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(土、日祝日等を除く)、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日以上に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
- 14 気象予報又は気象情報について、常に注意を行い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。
- 15 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。
- 16 低入札価格調査に基づく措置低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 17 監督体制の強化(1) 受注者は、施工体制台帳を提出しその内容についてのヒアリングを求められた時は、これに応じなければならない。受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められた時はこれに応じなければならない。
- 18 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人への危険防止に万全の注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分な安全対策を行い、事故の警無を期すること。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう特に注意すること。なお、埋没させた場合は、速やかに受注者の負担で復旧すること。
- 19 本工事の施工現場の諸所周りにおいては、火災責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。(下請業者への指導を含む)
- 20 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負担とする。
- 21 屋内に使用する材料等【工事仕様】21. ホルムアルデヒドを発生する材料を使用する場合、居住内はF☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが流入する恐れのある床下及び天井等は、F☆☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し、承認を得ること。
- 22 対象となる材料 木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上塗料等注. ドアガラ等により通風、居室への流入が見込まれるトイレ等は、居室と一体化とみなす。
23. クロロビリホスを添加しないこと。クロロビルホスを添加した材料でないこと。
24. 塗料は、ホルマリン不抽出のもので、水性系のものである。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く)ただし、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの放散が極力小さいものとする。

【契約不適合責任】

- 24 契約不適合責任(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指示する方法により速やかに契約不適合責任検査の実施日及び報告書提出日を回答しううえで、契約不適合責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
- 25 火災保険等【火災保険等】請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 26 火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等)等に生じる損害を補償
- 27 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補償)

保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。【法定外労災保険の付保等について】28 法定外の労災保険の付保

- 29 本工事において、受注者は法定外保険の労災保険に付さなければならない。なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保険期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 30 塗料禁止用器具の使用について高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、塗料禁止用器具の使用を講じること。
- 31 前払金・中間前払金【前払金】※請求することができる○令和8年度中に請求すること
- 32 中間前払金(1) 請負金額が100万円以上で年度内に完成する工事は、契約時において中間前払金か部分払かのいずれかを選択すること。なお、契約に当たり部分払することを選択した場合には、中間前払金は行わない。
- 33 中間前払金を受けるための要件(全年度分)として、(1) 請負金額の10分の4の前払金がなされていること。(2) 工期の2分の1を経過していること。(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべき当該工事に係る作業が行われていること。(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。(5) 中間前払金の割合について請負代金の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。
- 34 実施に当たっては、鹿児島県「宮城工事における「週休2日」工事実施要領(令和8年8月1日施行)(以下、実施要領という。)」を準用するものとする。なお、実施要領は鹿児島県ホームページから入手できる。
- 35 桜島地区の工事について【桜島地区の工事について】36 本工事は、「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」に基づき対応を行う。「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」は鹿児島市ホームページから入手できる。
- 37 【路上工事の一時中止について】38 「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。

- 39 令和8年4月28日(火)22時から令和8年5月7日(木)9時事由: ゴールデンウィーク
- 40 令和8年8月7日(金)22時から令和8年8月17日(月)9時事由: お盆
- 41 令和8年12月28日(月)22時から令和9年1月4日(月)9時事由: 年末年始
- 42 なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。
- 43 【街区基準点等について】44 街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市国土調査機構等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。
- 45 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。
- 46 【暴力関係者等による不当介入を受けた場合の措置】47 暴力関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 48 【環境基本計画】49 本工事は「建設工事による騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。
- 50 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合【現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合】51 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取扱いを行うこととされるが以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取扱い及び権限の行使に支障がないもの」として取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- 52 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 53 工事請負契約書第20条により工事が一時中止される期間
- 54 構築、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 55 また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一体的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取扱いを行うことができるものとする。
- 56 前3号に掲げる期間の扱い、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間を明確しておくこと。
- 57 発注者の報告
- 58 前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確しておくこと。
- 59 【現場代理人の兼任】60 現場代理人の兼任を認める工事

- 61 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取扱いのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取扱い及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
- 62 なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。
- 63 (1) 兼任できる工事は2件以上とし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- 64 (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等連絡が取れること。
- 65 (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内で行うこと。
- 66 (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 67 (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- 68 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。
- 69 なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 70 受注者に対する措置請求

- 71 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
- 72 【契約不適合責任】(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指示する方法により速やかに契約不適合責任検査の実施日及び報告書提出日を回答しううえで、契約不適合責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
- 73 火災保険等【火災保険等】請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 74 火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等)等に生じる損害を補償
- 75 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補償)

保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。【法定外労災保険の付保等について】76 法定外の労災保険の付保

- 77 本工事において、受注者は法定外保険の労災保険に付さなければならない。なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保険期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 78 塗料禁止用器具の使用について高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、塗料禁止用器具の使用を講じること。
- 79 前払金・中間前払金【前払金】※請求することができる○令和8年度中に請求すること
- 80 中間前払金(1) 請負金額が100万円以上で年度内に完成する工事は、契約時において中間前払金か部分払かのいずれかを選択すること。なお、契約に当たり部分払することを選択した場合には、中間前払金は行わない。
- 81 中間前払金を受けるための要件(全年度分)として、(1) 請負金額の10分の4の前払金がなされていること。(2) 工期の2分の1を経過していること。(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべき当該工事に係る作業が行われていること。(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。(5) 中間前払金の割合について請負代金の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。
- 82 実施に当たっては、鹿児島県「宮城工事における「週休2日」工事実施要領(令和8年8月1日施行)(以下、実施要領という。)」を準用するものとする。なお、実施要領は鹿児島県ホームページから入手できる。
- 83 桜島地区の工事について【桜島地区の工事について】84 本工事は、「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」に基づき対応を行う。「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」は鹿児島市ホームページから入手できる。
- 85 【路上工事の一時中止について】86 「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。

- 87 令和8年4月28日(火)22時から令和8年5月7日(木)9時事由: ゴールデンウィーク
- 88 令和8年8月7日(金)22時から令和8年8月17日(月)9時事由: お盆
- 89 令和8年12月28日(月)22時から令和9年1月4日(月)9時事由: 年末年始
- 90 なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。
- 91 【街区基準点等について】92 街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市国土調査機構等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。
- 93 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。
- 94 【暴力関係者等による不当介入を受けた場合の措置】95 暴力関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 96 【環境基本計画】97 本工事は「建設工事による騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。
- 98 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合【現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合】99 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取扱いを行うこととされるが以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取扱い及び権限の行使に支障がないもの」として取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- 100 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 101 工事請負契約書第20条により工事が一時中止される期間
- 102 構築、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 103 また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一体的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取扱いを行うことができるものとする。
- 104 前3号に掲げる期間の扱い、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間を明確しておくこと。
- 105 発注者の報告
- 106 前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確しておくこと。
- 107 【現場代理人の兼任】108 現場代理人の兼任を認める工事

- 109 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取扱いのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取扱い及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
- 110 なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。
- 111 (1) 兼任できる工事は2件以上とし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- 112 (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等連絡が取れること。
- 113 (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内で行うこと。
- 114 (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 115 (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- 116 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。
- 117 なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 118 受注者に対する措置請求

- 119 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。

【監理技術者等の途中交代】

- 119 「監理技術者制度運用マニュアル」に明記された監理技術者等の途中交代に関する条件に該当し、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合は途中交代が可能となる。
- 120 【監理技術者等の途中交代の試行について】(1) 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。(2) 工程上一定の区切りと認められる時点とは品質管理、出来形管理が必要で工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。
- 121 (2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合の途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者とする。
- 122 【施工体制点検等への協力】(1) 請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づき点検を、また請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の建設工事の下請け契約を締結した工事においては同要領の枠組外方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者とする。
- 123 【ダンプトラック等による過積載等の防止について】(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 124 資材等の過積載防止のため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害さないようにすること。
- 125 さしか枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンパーが、工事現場に入力することがないようにすること。
- 126 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の状況を確認し、団体等への加入者の使用を促進すること。
- 127 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質な事故を発生させたものを排除すること。
- 128 51項から56項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 129 【電子納品について】

- 130 本工事は電子納品対象工事とし、市HPに掲載する鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】及び鹿児島市電子納品ガイドライン運用の手引き【建築・設備編】に定める基準に基づいて作成した電子成果品を納品すること。
- 131 【架線架の防護措置について】(1) 架線架の防護措置における防護管設置については、受注者が架線架管理業者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。【公共工事における現場一斉閉鎖の実施について】(1) 受注者は、公共工事における現場一斉閉鎖の実施に協力するものとする。なお、現場閉鎖の実施への協力は、受注者の判断によるもの(任意)とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組の内容を掲載しているため確認のこと。
- 132 【道路占用許可申請及び道路使用許可申請について】60. 申請については、受注者が道路管理者や警察署と協議するものとし、必要書類については、監督員と協議の上、作成すること。なお、道路占用料及び道路使用許可申請手数料については、監督員との協議により設計変更の対象とする。【情報共有システムを活用した工事の試行】(1) 本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

- 133 試行に当たっては、鹿児島市営繕工事等における情報共有システム活用工事試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- 134 建設キャリアアップシステム活用工事の試行(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事の対象である。試行に当たっては、鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- 135 【中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を確認した設計変更について】(1) 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を確認した設計変更について、別紙の記載により適用する。

【建設副産物・産業廃棄物等】

- 136 本工事より発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領(鹿児島市)」を遵守するとともに、マニフェストシステムにより適正処理を行うこと。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、契約書の写しを監督員に提出すること。
- 137 本工事の施工により産業廃棄物が発生する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)はE票の写し及び総括表を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で、最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されない場合は、A票、B票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただしこの場合においても最終処分が完了し、E票が処分業者より返送された次第直ちに同票の写しを提出すること。電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。
- 138 再生資源の活用、コンクリート屑及びアスファルト屑は再生資源とするものとし、これ以外のものについての指定区分は投棄処分とする。
- 139 再生資源施設は、最寄りの許可を受けた施設とする。
- 140 再生資材として有効利用出来ない建設副産物は、最寄りの許可を受けた最終処分場へ搬出する。
- 141 (1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- ア 受け入れ場所：イ 受け入れ期間：ウ 仮置き等：(2) 再生資源利用促進計画書を提出すること。
- 142 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 143 工事発生後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督員と協議の上、その指示によること。
- 144 建設局情報交換システム(コリス・プラス)または国土交通省ホームページ掲載の様式により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示(デジタルモニターによる掲示も可)して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書完成書類に含めて提出するものとする。
- 145 建設副産物の処理に起因する災害及び苦情については、受注者の負担において処理すること。
- 146 本工事により発生する建設副産物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
- 147 産業廃棄物の収集又は運搬する際、産業廃棄物収集運搬業者に委託せず自己搬送する場合、運搬車の車体の両側面に(1) 5cm以上の文字で「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び3cm以上の文字で「排出事業者名」を表示(2) 「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」の備え付けを行うこと。なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく別途、表示規定によること。
- 148 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。
- 149 【適正に処理】(1) 「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

- 150 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならないほか、処分状況等の記録(E票の写し及びマニフェスト総括表)を提出すること。

III. 工事仕様

1. 共通仕様(1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版、及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版による。
- (2) 電気設備及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備及び建築工事は、それぞれ工事標準仕様書を適用する。
- (3) 施工基準 鹿児島市給排水・下水道条例及び施行規程、鹿児島市水道局給排水装置・排水設備工事施行基準、市福祉環境整備指針、鹿児島市機械設備工事各標準、その他、関連法規及びガス供給会社の供給規定に基づき施工する。
2. 特記仕様(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用し、・印の付いたものは適用しない。

章 項目 特記事項

- 1 機械等(1) 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」)に定めるところにより環境負荷の低減に努めること。また屋内で使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。
- 2 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を受けること。
- 3 (3) 使用する機材のうち、取扱い供する水が接触する可能性のある給水・給湯管及び同用具は鉛溶出性能基準適合品であること。
- 4 この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。本工事で設置する。
- 5 (1) 本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。
- 6 (2) 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。
- 7 (3) 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知)」に基づき行うものとする。
- 8 (4) 「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知)」は鹿児島市ホームページから入手できる。
- 9 別契約の関係受注者が指定したものは無償で提供できる。○本工事で設置する。
- 10 構内敷きならし・構内たい積・場外搬出

- 11 場内(・根切り土の中の良質土・購入シラス土に置き換え)公道(・根切り土の中の良質土・購入シラス土に置き換え)その他()
- 12 ○「鹿児島市機械設備工事写真管理要領」及び「国土交通省大臣官房官営繕部監修営繕工事写真撮影要領」による工事写真撮影及びブロック 機械設備工事編(令和5年版)による。
- 13 ・上記写真に加え、実績報告用写真として着工前と完成時(出来高時)を監督員へ2部提出(両面印刷)すること。
- 14 監督員と協議のうえ、機器等の取り扱い及び重要な定期点検項目等を書いた亚克力樹脂製の案内板を作成し、指示する箇所に貼付する。
- 15 プラスチック板(白地)に文字を彫り込み、ナイロン製結束バンド(インシュロック)等サビにくい材質のものにて取り付ける。
- 16 下記項目の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。
- 17 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気温度湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ その他()
- 18 設備機器等の固定は、次に示す事項をすべて「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び周解設計(令和3年版 国土交通省大臣官房官営繕部監修)」並びに「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」による。

設計用水平精度

設置場所	耐震安全性の分類					
	・特定の施設			・一般の施設		
上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	2.0	1.5	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5(1.5)	1.5	1.0	1.0	1.0	0.6
地階及び1階	1.0(1.0)	1.5	0.6	1.0	0.6	0.6

注1. () 書きの数値は防振支持の機器に適用する。

2. 上層階等の定義は、標準仕様書による。
3. 下記に示すものは重要機器、重要水槽とし、下記以外のものは一般機器、一般水槽とする。

4. 呼び径60mm以上のステンレス鋼管の継ぎ手は、下記による。
5. 圧縮接続 ・ プレス接続 ・ フラジグ接続 ・ 呼び

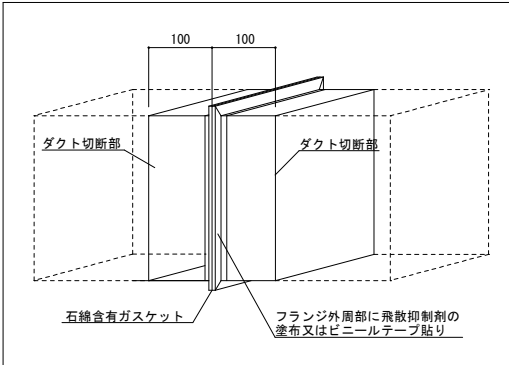
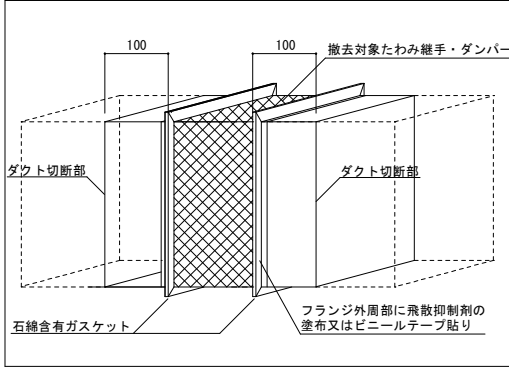
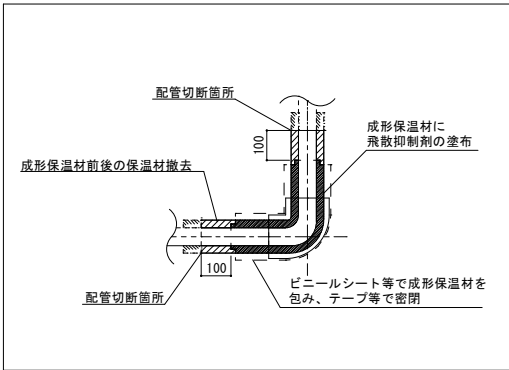
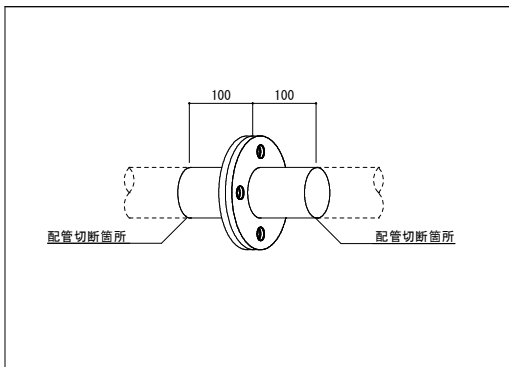
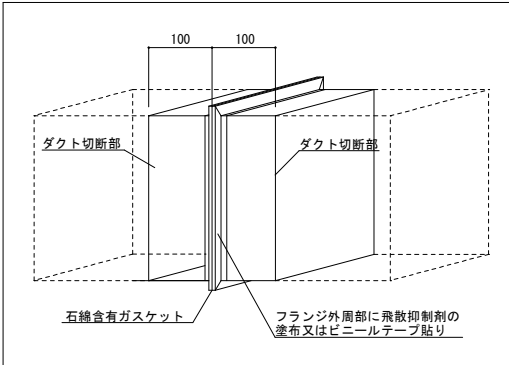
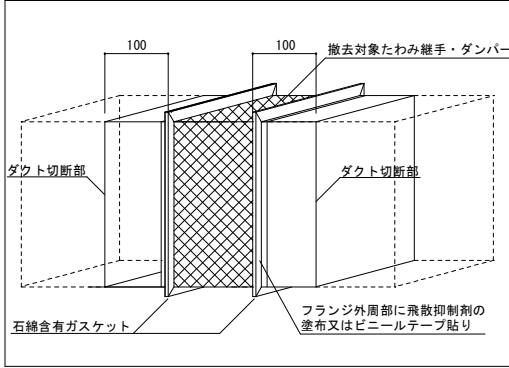
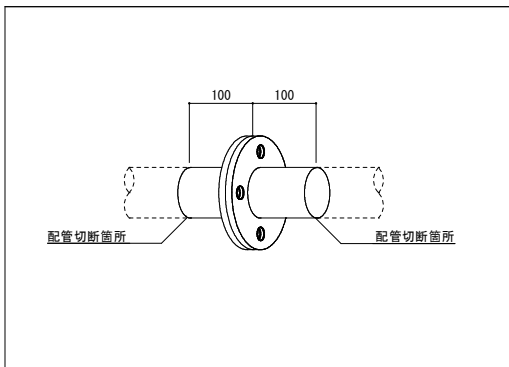
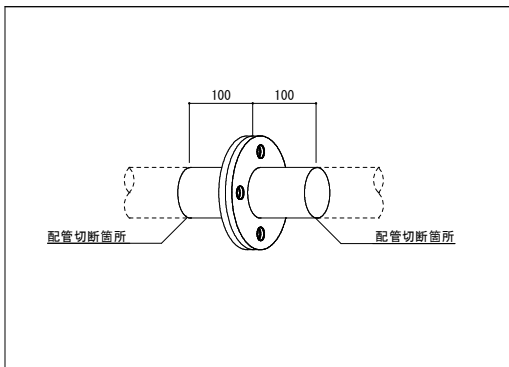
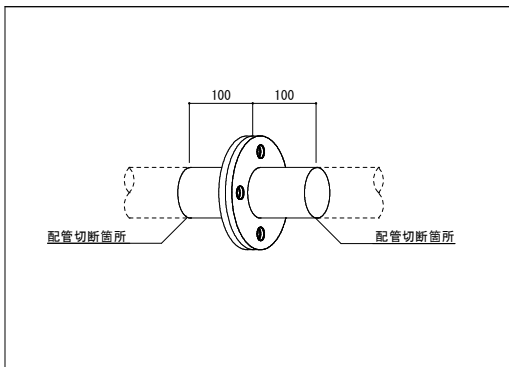
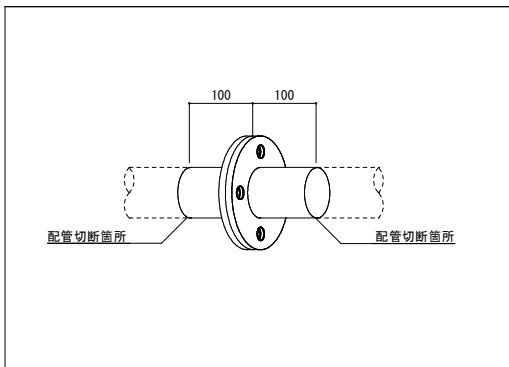
石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項		Ⅱ 石綿含有保温材等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		Ⅳ 石綿含有仕上塗材の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する	
Ⅰ. 共通事項 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		1. 関係機関 協議・届出 法令等に基づき、撤去工事に必要な関係機関との協議及び届出を速やかに行うこと。 (労働基準監督署、鹿児島市環境保全課等)		1. 撤去作業 石綿含有仕上塗材の撤去は、原則として飛散防止のために十分な集塵機能を有する電動工具を用いる方法とする。 (1) 撤去方法 ・ 穿孔 ① 十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用し穿孔すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ・ コア抜き(ダイヤモンドカッターによる) ① コア抜き作業により影響を受ける石綿含有仕上塗材を撤去する。十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用しコア抜きすること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 回収した仕上塗材は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有仕上塗材」であることを明示し、適正に処分すること。	
① 石綿含有対象建材	本工事に係る石綿含有建材は次のとおりとする。 但し、事前調査を行い、新たに石綿含有が確認された場合や含有が疑われる場合は、速やかに監督員に報告を行い適切に処理すること。 石綿含有建材の有無 ・ 有 ○ 無 ・ その他 () 石綿含有建材の種別 ・ 石綿含有保温材等 ・ 石綿含有成形板等 ・ 石綿含有仕上塗材	2. 撤去作業 ・ 石綿含有成形保温材付き配管の撤去 成形保温材付き配管の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。 ② ビニールシート等で成形保温材を包み、配管表面でテープ止めとし、密閉する。 ③ 配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撤去した成形保温材付き配管は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で、特別管理産業廃棄物であることを表示し、構外搬出処理とする。 ② マニフェスト票の備考欄に「廃石綿」であることを明示し、適正に処分すること。		・ 石綿含有ダクトパッキンの撤去 ダクトの撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① ダクト切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼り等を施す。 ② ダクト切断は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ③ ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撤去したフランジ付ダクトは、さらなる切断や破砕は行わず、撤去した原形のまま運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形品」であることを明示し、適正に処分すること。	
② 関係法令の遵守	大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 また国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の次の図書についても遵守すること。 (1) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (2) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (3) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (4) 建築物解体工事共通仕様書・同解説				
③ 事前調査	施工に先立ち改修、解体等の対象建材について石綿等使用の状況を監督員に確認した上で事前調査を行うこと。なお、建築物及び石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物に係る事前調査は、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣及び環境大臣が定める者が行うこと。 また、法令に基づき速やかにその結果を鹿児島市環境保全課及び労働基準監督署に報告すること。報告は、原則として石綿事前調査報告システムから電子申請で行うこと。さらに、監督員に書面で別途説明すること。 建築物の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所にあつては、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告及び説明を行うこと。				
4. 施工計画	(1) 事前調査の結果に基づき、施工計画書(作業管理組織図、作業方法、揭示方法、産業廃棄物処理方法)を作成して監督員に提出すること。 (2) 施工計画にあたり、令和3年3月厚生労働省及び環境省作成「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考とすること。 (3) 作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。 (4) 使用器具・機械類等は、石綿含有建材の撤去等に必要で適切な工具・機器類等であること。	Ⅲ. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		・ 石綿含有天井材の撤去 天井材の撤去は、原則として原形のまま取り外すこと。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断を伴う撤去等を行う場合は、十分な飛散防止措置を講ずること。 (1) 撤去方法 ・ 切断等によらない撤去 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ④ 撤去等を行うにあたり建材の大きな割れや破損による石綿繊維の飛散が想定される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて湿潤化や隔離養生、局所集じん機の使用等の措置を講ずること。 ・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面を養生シート等で覆い、飛散防止に努めること。但し、穿孔を行う際は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用し、飛散防止とすること。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。	
⑤ 掲示	(1) 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員のしやすい箇所に掲示すること。 (2) 必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。	1. 撤去作業			
6. 作業者	(1) 石綿障害予防規則に定める「石綿作業主任者」が作業管理者となり、その作業管理者の指示に従って作業すること。 (2) 作業者は、就業時に石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。	・ 石綿含有天井材の撤去 天井材の撤去は、原則として原形のまま取り外すこと。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断を伴う撤去等を行う場合は、十分な飛散防止措置を講ずること。 (1) 撤去方法 ・ 切断等によらない撤去 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ④ 撤去等を行うにあたり建材の大きな割れや破損による石綿繊維の飛散が想定される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて湿潤化や隔離養生、局所集じん機の使用等の措置を講ずること。 ・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面を養生シート等で覆い、飛散防止に努めること。但し、穿孔を行う際は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用し、飛散防止とすること。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。			
7. 保管	(1) 現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。 (2) 保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行うこと。	・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面を養生シート等で覆い、飛散防止に努めること。但し、穿孔を行う際は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用し、飛散防止とすること。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。			
8. 運搬	(1) 石綿含有建材の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、高所より投下しないこと。 (2) 石綿含有建材の廃材の集積、積み込みに当たっては、廃棄物の積み替え移動回数を最小限にすること。 (3) 石綿含有建材の廃材の運搬車及び運搬容器は、当該建材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。 (4) 運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずること。	・ 石綿含有天井材の撤去 天井材の撤去は、原則として原形のまま取り外すこと。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断を伴う撤去等を行う場合は、十分な飛散防止措置を講ずること。 (1) 撤去方法 ・ 切断等によらない撤去 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ④ 撤去等を行うにあたり建材の大きな割れや破損による石綿繊維の飛散が想定される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて湿潤化や隔離養生、局所集じん機の使用等の措置を講ずること。 ・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面及び床面を養生シート等で覆い、適切に隔離を行うこと。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(電動ファン付き)、保護メガネ、手袋、保護衣、シューズカバーを着用すること。			
9. 後片付け	(1) シート等により区画、隔離した場合において、作業に使用した工具、足場等は付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 また、作業衣及び呼吸用保護具も、廃棄のために袋に入れた場合以外は、付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 (2) 区画、隔離養生に用いたシート等を再使用する際は、区画、養生を片付ける前に高性能真空掃除機等により付着した粉じんを除去すること。 (3) 区画、隔離等に用いたシート等を処分する際は、石綿繊維等粉じん付着面を内側にして折りたたんだ後に密封処理を行い、石綿含有建材同様の処理を行うこと。	・ 石綿含有天井材の撤去 天井材の撤去は、原則として原形のまま取り外すこと。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断を伴う撤去等を行う場合は、十分な飛散防止措置を講ずること。 (1) 撤去方法 ・ 切断等によらない撤去 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ④ 撤去等を行うにあたり建材の大きな割れや破損による石綿繊維の飛散が想定される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて湿潤化や隔離養生、局所集じん機の使用等の措置を講ずること。 ・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面及び床面を養生シート等で覆い、適切に隔離を行うこと。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(電動ファン付き)、保護メガネ、手袋、保護衣、シューズカバーを着用すること。			
10. 作業の結果の報告	除去作業が完了したときは、その結果を遅滞なく監督員へ書面で報告すること。	(2) 処分方法 ① 撤去した成形板は、切断や破砕は行わず、撤去した原形のまま運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形板」であることを明示し、適正に処分すること。			

図4
令和3年度版改訂(改訂1)

松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事

石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項	NO SCALE	3	／ 全26
鹿児島市建設局建設部設備課			

ろ過機器表(新設)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
R 1	ろ過ユニット (高温浴槽系統)	能 力：15m3／H 本 体：FRP製 架台(H=250) 溶融垂鉛メッキ仕上げ含む 操作弁：電動5方弁 50A ろ過ポンプ：自吸式渦巻ポンプ(ナイロンコーティング) 50A×250L／min×24m×3φ200V 2.2KW ヘヤーキャッチャー：50A (SUS製) アクリル透明蓋、SUSバスケット付 自動空気抜弁, 圧力計, 架台(溶融垂鉛めっき仕上げ), 付属品一式 全自動制御盤(鋼板製)：主配線遮断器(MCCB)、薬注装置用配線遮断器(MCCB2P30AF/10AT) 外部移報信号(運転・/異常：無電圧a 接点) ろ過方式：砂ろ過	2
R 2	ろ過ユニット (低温浴槽系統)	能 力：11m3／H 本 体：FRP製 架台(H=250) 溶融垂鉛メッキ仕上げ含む 操作弁：電動5方弁 50A ろ過ポンプ：自吸式渦巻ポンプ(ナイロンコーティング) 40A×184L／min×22m×3φ200V 1.5KW ヘヤーキャッチャー：50A (SUS製) アクリル透明蓋、SUSバスケット付 自動空気抜弁, 圧力計, 架台(溶融垂鉛めっき仕上げ), 付属品一式 全自動制御盤(鋼板製)：主配線遮断器(MCCB)、薬注装置用配線遮断器(MCCB2P30AF/10AT) 外部移報信号(運転・/異常：無電圧a 接点) ろ過方式：砂ろ過	2
R 3	ろ過ユニット (水風呂系統)	能 力：6m3／H 本 体：FRP製 操作弁：電動5方弁 50A ろ過ポンプ：渦巻ポンプ(ナイロンコーティング) 32A×100L／min×20m×3φ200V 0.75KW ヘヤーキャッチャー：50A (SUS製) アクリル透明蓋、SUSバスケット付 自動空気抜弁, 圧力計, 架台(溶融垂鉛めっき仕上げ), 付属品一式 全自動制御盤：主配線遮断器(MCCB)、薬注装置用配線遮断器(MCCB2P30AF/10AT) (屋外防水SUS製) 外部移報信号(運転・/異常：無電圧a 接点) ろ過方式：砂ろ過	1

温泉受水槽機器表(新設)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
HT 2	温泉用受水槽	材質：FRP製複合板パネル形 耐熱 保温厚：25mm以上 寸法：2000×8000×3000H(呼称：48m3 有効容量：約40m3) 架台：溶融垂鉛メッキ仕様 マンホール：FRP製600φ、密閉式、内蓋式 内部梯子：PVC製 耐熱 外部梯子：STK製 溶融垂鉛メッキ仕上げ 耐震基準：1.0G 常時使用最高温度：80℃ 通気口あり 現場組立	1

薬注装置機器表(新設)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
CD 1	薬注装置 (水風呂系統)	薬液タンク：30L(ポリエチレン製) ×1台 薬注ポンプ：最大吐出量 30mL／min 吐出最大圧力 1.0MPa 単相200V 15W ×1台 駆動方式：電磁駆動方式 微量注入設定 附属品：ブレードホース(2セット)、サイホン止めチャッキ弁、液面計、エアー抜きホース、フロートスイッチ	1
CD 2	薬注装置 (男女風呂系統)	薬液タンク：50L(ポリエチレン製) ×1台 薬注ポンプ：最大吐出量 60mL／min 吐出最大圧力 1.0MPa 単相200V 18W ×2台 駆動方式：電磁駆動方式 微量注入設定 附属品：ブレードホース(2セット)、サイホン止めチャッキ弁、液面計、エアー抜きホース、フロートスイッチ	2

オイルギアポンプ機器表(新設)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
OP 1	オイルギアポンプ	口径：15A 吐出量：18L/min 吐出圧力：0.2MPa 3φ200V×0.2kW 全閉外扇屋内型	1

ミスト循環ポンプ機器表(新設)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
P 1	温泉循環ポンプ	口径：32A 吐出量：100L/min 揚程：8.0m 3φ200V×0.25kW 全閉外扇屋内型	1

機械設備

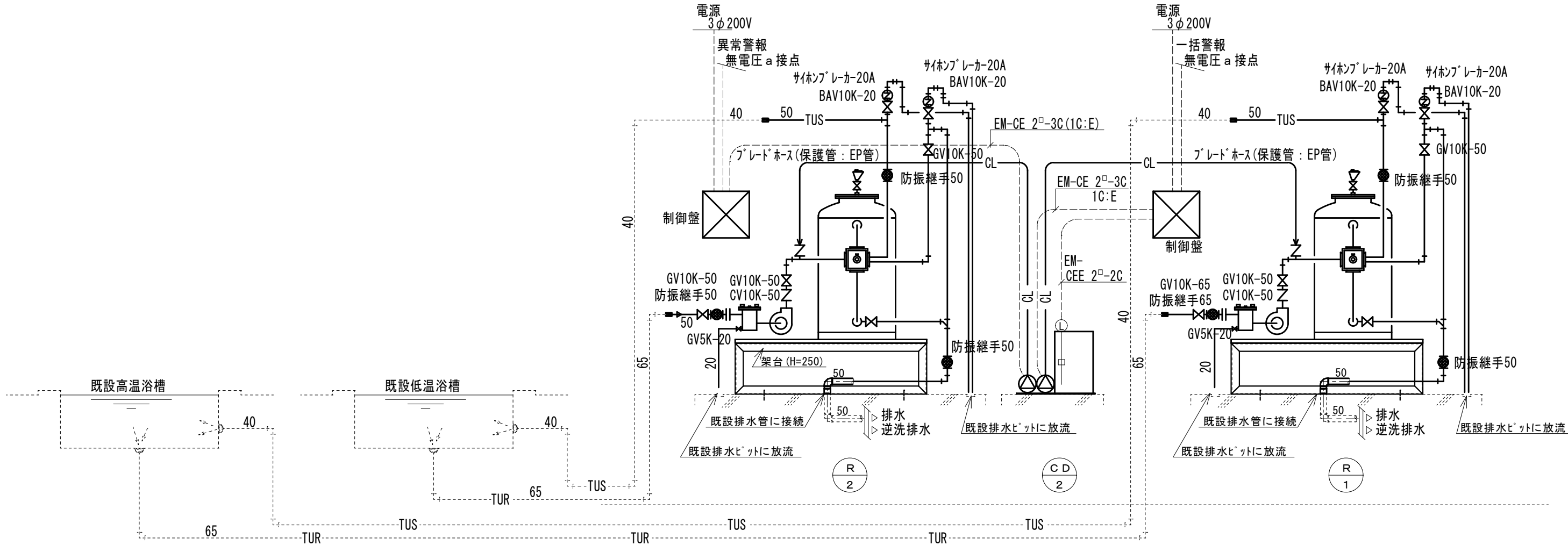
一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
株式会社 ワーク設計	機器表(改修後)		A3=N.S	5
	一級建築士登録番号96597号 春田 信行		鹿児島市建設局建築部設備課	全26

凡例表				
記号	名称	規格・仕様		
―― - ――	給水管	屋外埋設	水道用硬質塩化ビニル管	HIVP
		屋外露出	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
		機械室	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
―― ―――	排水管	屋外埋設	硬質塩化ビニル管	VP
		屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP（白）
		機械室内	硬質塩化ビニル管	VP
―― 0 ――	燃料管	機械室内	配管用炭素鋼鋼管（黒）	SGP（黒）
―― TUS ――	ろ過管（往）温泉系統	機械室内	耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP
―― TUR ――	ろ過管（還）温泉系統	機械室内	耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP
―― TUS ――	ろ過管（往）水風呂系統	屋外露出	水道用硬質塩化ビニル管	HIVP
―― TUR ――	ろ過管（還）水風呂系統	屋外露出	水道用硬質塩化ビニル管	HIVP
―― MR ――	ミスト管（還）	機械室内	耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP
			耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA
―― E ――	膨張管	機械室内	耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP
―― CL ――	薬液配管	機械室内	薬液ホース（付属品）	EP（さや管）
		屋外露出	薬液ホース（付属品）	EP（さや管）

保温・塗装一覧

施工場所	工事種別			
	給水管	排水管	ろ過配管（温泉系統）	ろ過配管（水風呂系統）
屋外埋設	A	A	-	-
屋外露出	C	D	-	C
機械室	B	A	B	-

- A:保温なし
B:保温（アルミガラスクロス）
C:保温（ステンレス鋼板外装）
D:塗装（調合ペイント2回塗り）



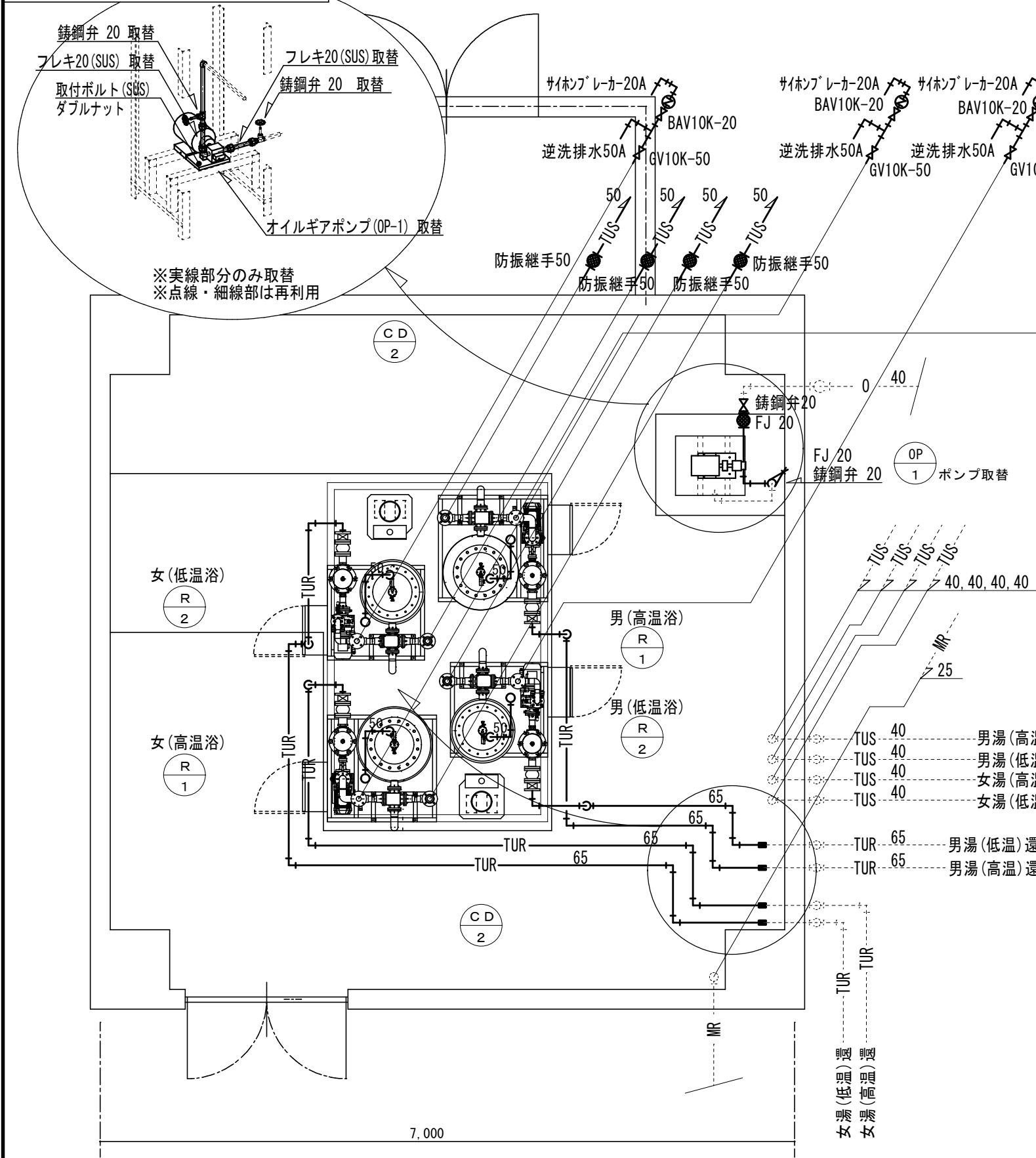
ろ過システム系統図 × 2セット

- 注記
1、記載(サイフ)なき配管・バルブ・フレキはろ過装置附属品とする
2、フレキ(FJ:ゴムフレキ)はフッ素樹脂製とする

機械設備

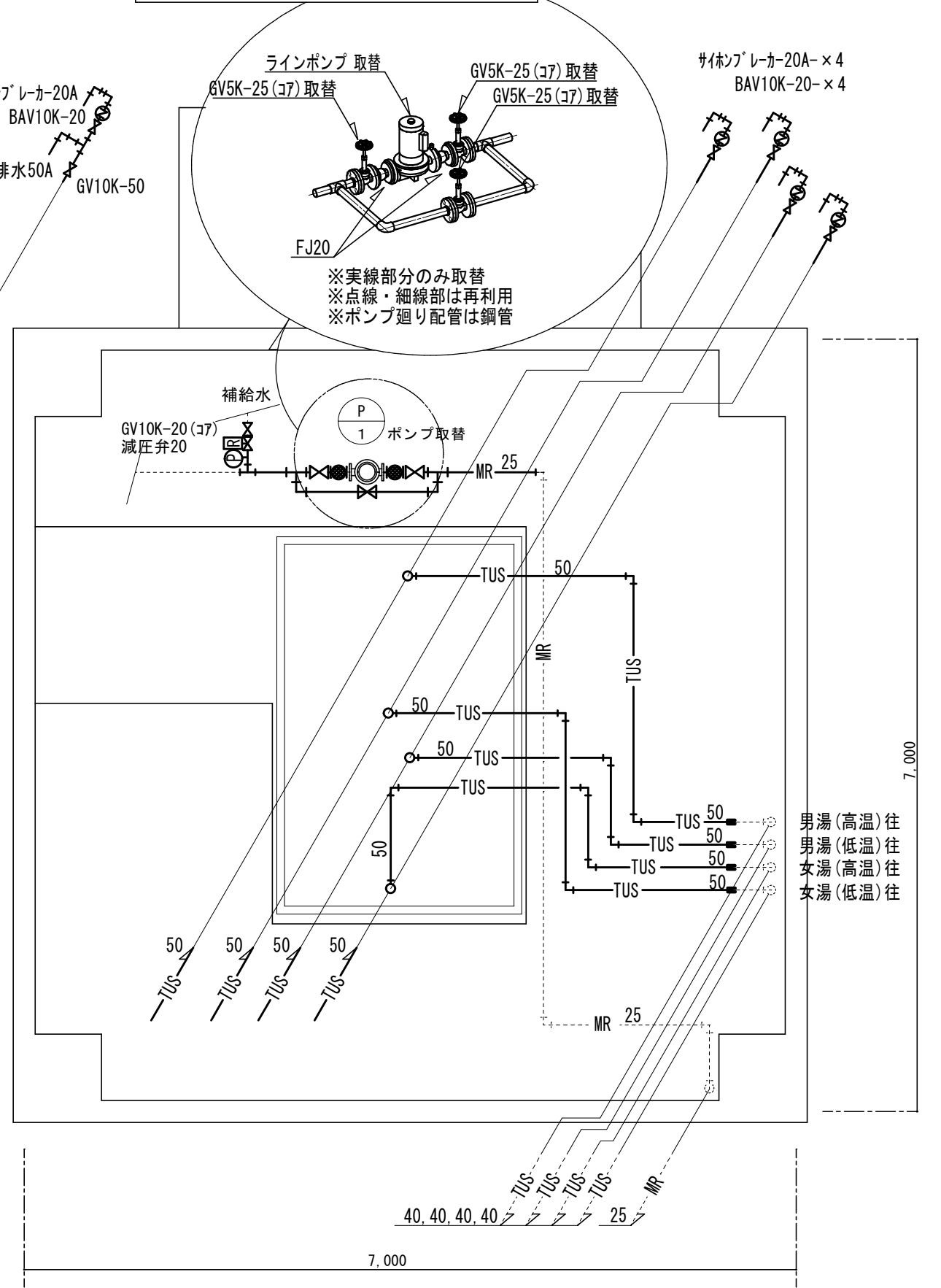
一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
 株式会社 ワーク設計	一級建築士登録番号 96597号 春田 信行	凡例表・保温区分表 配管系統図	A3=N.S 6
		鹿児島市建設局建築部設備課	全26

オイルギアポンプ取替要領図 NO SCALE



機械室配管平面図（改修後） S=1:50

ミスト循環ラインポンプ取替要領図 NO SCALE

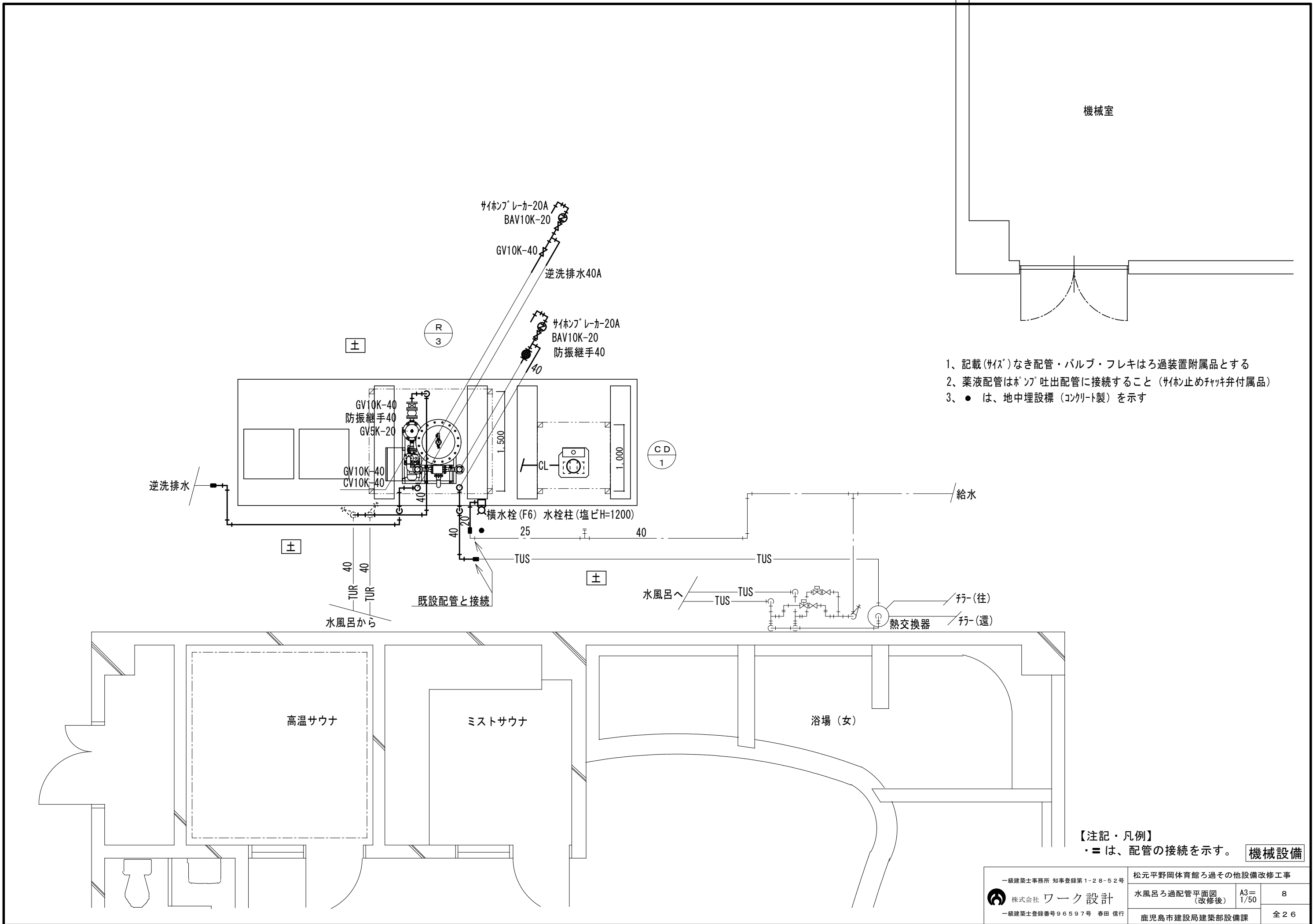


機械室上部配管平面図（改修後） S=1:50

機械設備

【注記・凡例】
・＝ は、配管の接続を示す。

一級建築士事務所 知事登録第1-2-8-52号  株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号96597号 春田 信行		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事 機械室配管平面図(改修後)			$A3 = \frac{1}{50}$	7
		鹿儿岛市建設局建築部設備課				全26



- 1、記載(サイズ)なき配管・バルブ・フレキはろ過装置附属品とする
- 2、薬液配管はポンプ吐出配管に接続すること (サイホ止めチャッキ弁付属品)
- 3、● は、地中埋設標 (コンクリート製) を示す

【注記・凡例】
● = は、配管の接続を示す。 機械設備



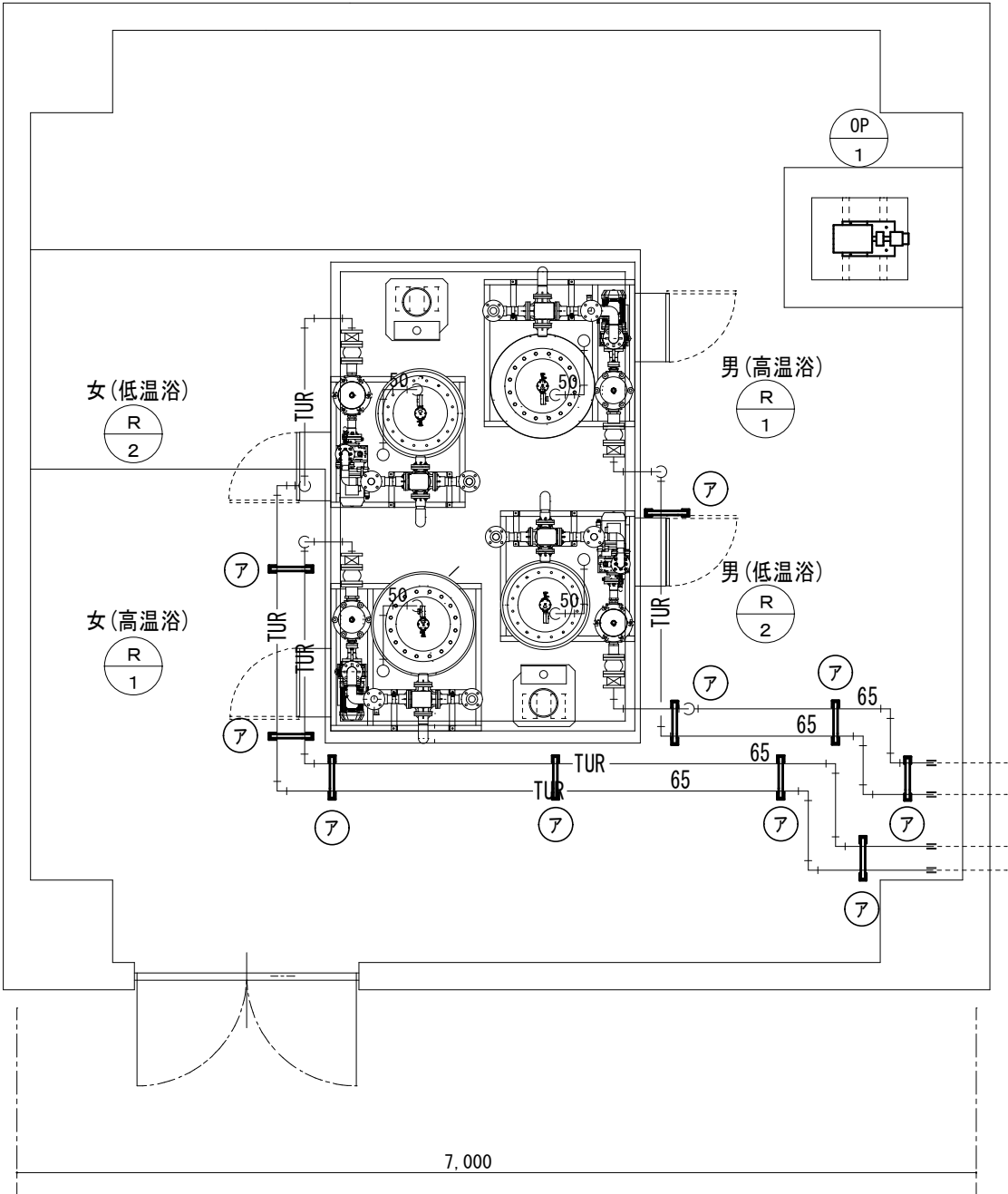
平面



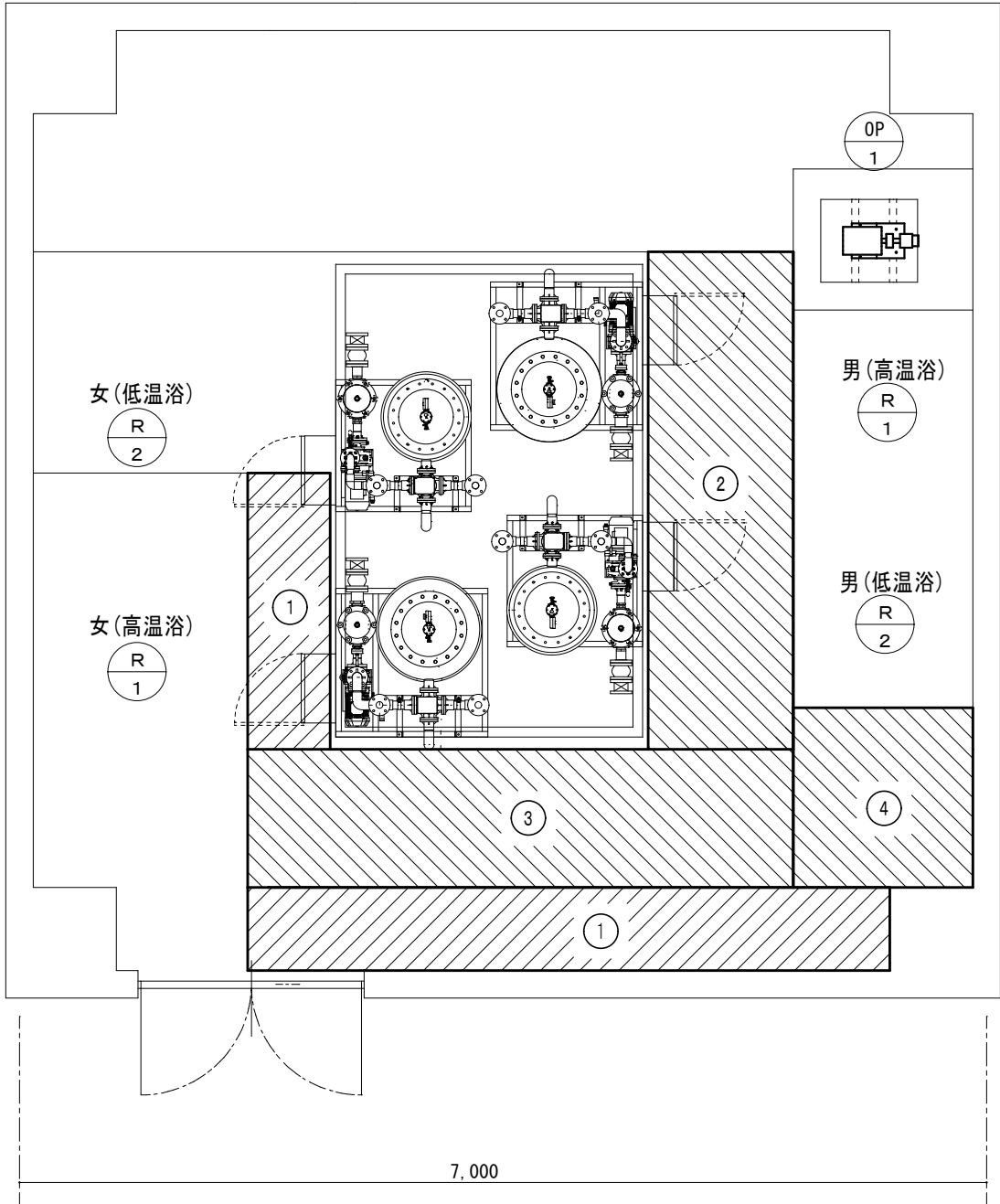
平面



注記
1, 記載寸法及び形状は参考とし、
1納品機材に応じ製作すること



機械室配管架台平面図（改修後） S=1:50



機械室点検歩廊平面図（改修後） S=1:50

配管架台図（参考） 溶融亜鉛めっき仕上げ

⑦ 支持鋼材 320W×100H
山形鋼
50×50×6
Uボルト穴－4か所
足固定穴－4か所

10個

点検歩廊架台図（参考） 溶融亜鉛めっき仕上げ

① 支持鋼材 600W×300H
溝形鋼
75×40×5×7
足固定穴－8か所

12個

② 支持鋼材 1050W×300H
溝形鋼
75×40×5×7
足固定穴－8か所

4個

③ 支持鋼材 1000W×300H
溝形鋼
75×40×5×7
足固定穴－8か所

4個

④ 支持鋼材 1300W×300H
溝形鋼
75×40×5×7
足固定穴－8か所

2個

点検用歩廊天板
エキスパンドメタル

15.1㎡

注釈：支持鋼材の足プレートは下記による。
山形鋼 50×50の場合、75×75×6t
溝形鋼 75×40の場合、150×150×9t
現場調査の上、監督員と協議し製作すること。
歩廊天板は取外しが行えること。

機械設備

ろ過機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
R 1	ろ過ユニット (高温浴槽系統) (低温浴槽系統)	能 力 : 18m3／H 本 体 : SUS製 操作弁 : 電動5方弁 50A ろ過ポンプ : 渦巻ポンプ 50MX1.5KW ヘヤーキャッチャー: 50A (SUS製) 自動空気抜弁, 圧力計, 付属品一式 ろ過方式: 砂ろ過 外形寸法: 650φ×1800H 製品質量: 230kg ろ過材重量: 540kg	4
R 1	ろ過ユニット (水風呂系統)	能 力 : 6.0m3／H 本 体 : SUS製 操作弁 : 電動5方弁 50A ろ過ポンプ : 渦巻ポンプ 32MX0.75KW ヘヤーキャッチャー: 40A (SUS製) 自動空気抜弁, 圧力計, 付属品一式 ろ過方式: 砂ろ過 外形寸法: 450φ×1750H 製品質量: 140kg ろ過材重量: 270kg	1

温泉受水槽機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
HT 2	温泉用受水槽	材質: 耐熱FRP製複合板パネル形 寸法: 2000×8000×3000H (呼称: 48m3) 架台: 溶融亜鉛メッキ仕様 マンホール: FRP製600φ、密閉式、内蓋式 内部梯子: PVC製 耐熱 外部梯子: STK製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 製品重量: 3,620kg	1

オイルギアポンプ機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
OP 1	オイルギアポンプ	口径: 15A 吐出量: 18L/min 吐出圧力: 0.2MPa 3φ200V×0.2kW 全閉外扇屋内型	1

ミスト循環ポンプ機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
P 1	温泉循環ポンプ	口径: 32A 吐出量: 100L/min 揚程: 8.0m 3φ200V×0.25kW 全閉外扇屋内型	1

バランスタンク機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
T 1	バランスタンク	材質: FRP製 外形寸法: 1500φ×1000H 重量: 80kg	1
T 2	バランスタンク	材質: FRP製 外形寸法: 1500φ×1000H 重量: 80kg	1

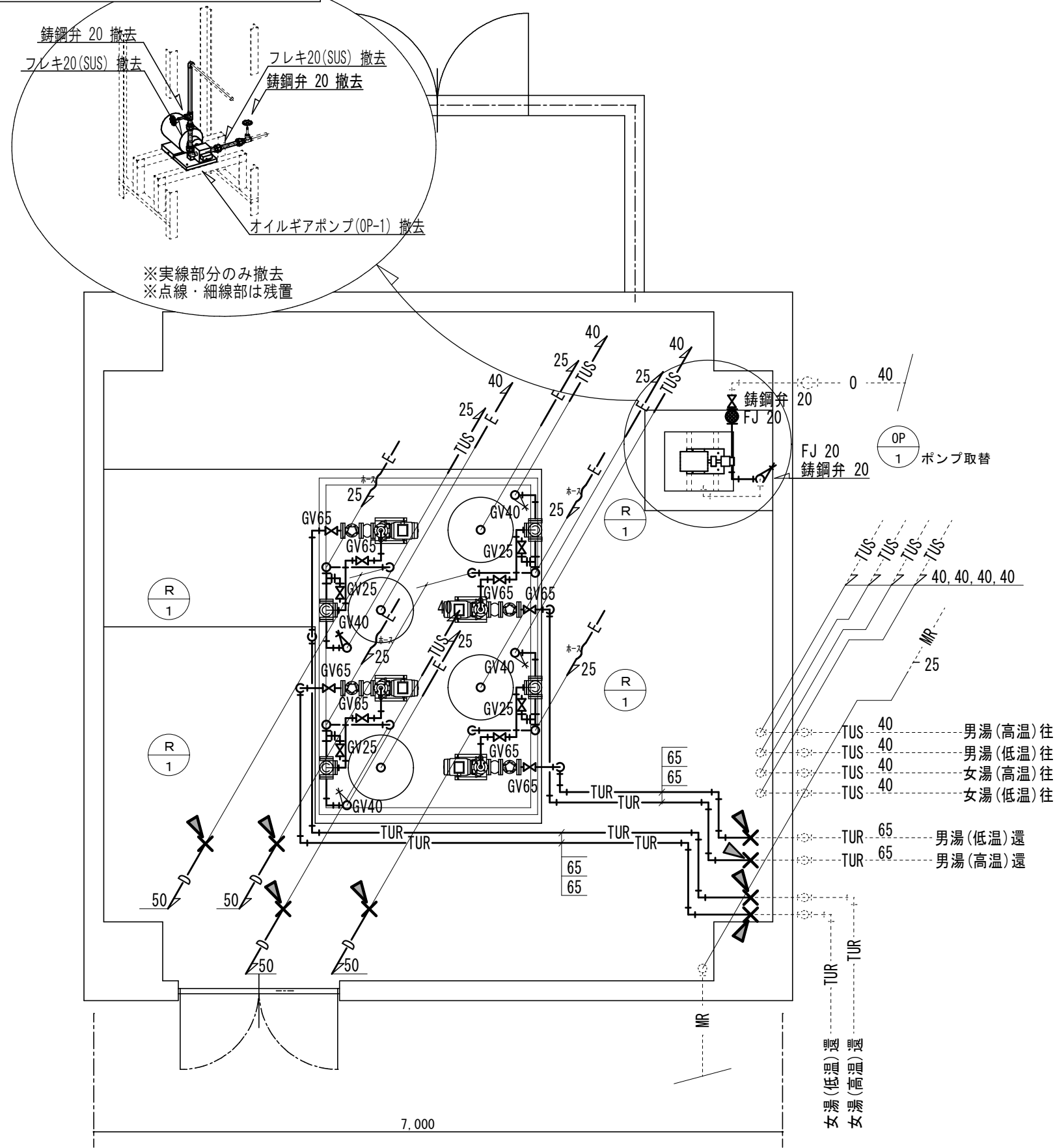
薬注装置機器表(撤去)

番号	機器名称	機 器 仕 様	台数
CD 1	薬注装置	薬液タンク : 100L (ポリエチレン製) ×1台 薬注ポンプ : 最大吐出量 30mL／min 単相200V 15W ×1台 附属品 : ブレードホース(2セット)、サイホン止めチャッキ弁、液面計、エアー抜きホース、フロートスイッチ	1

機械設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号96597号 春田 信行	機器表(改修前)		A3= N.S	11
	鹿児島市建設局建築部設備課		全26	

オイルギアポンプ撤去要領図 NO SCALE

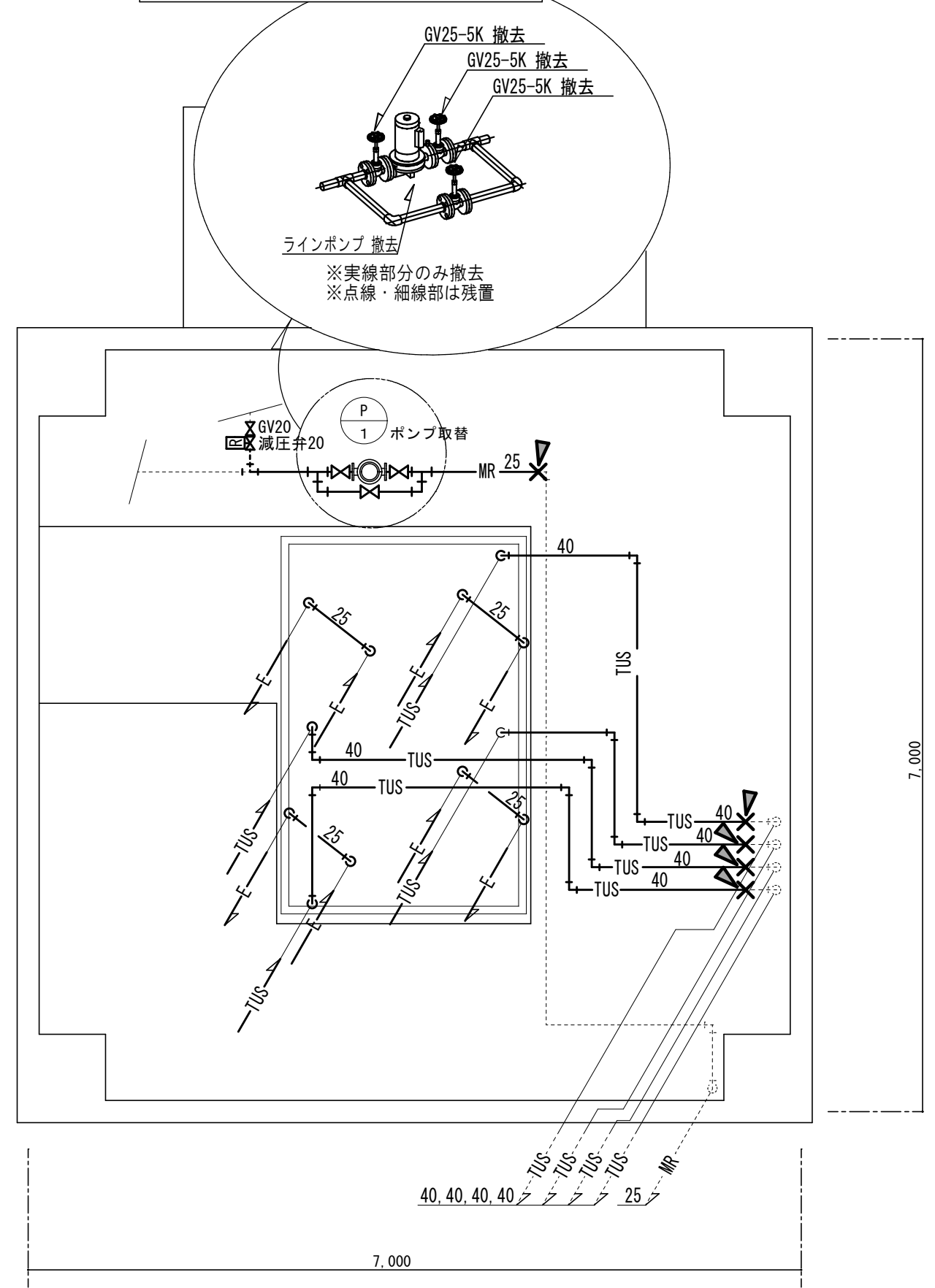


機械室配管平面図（改修前） S=1:50

【注記・凡例】

・×は、配管の切断を示す。

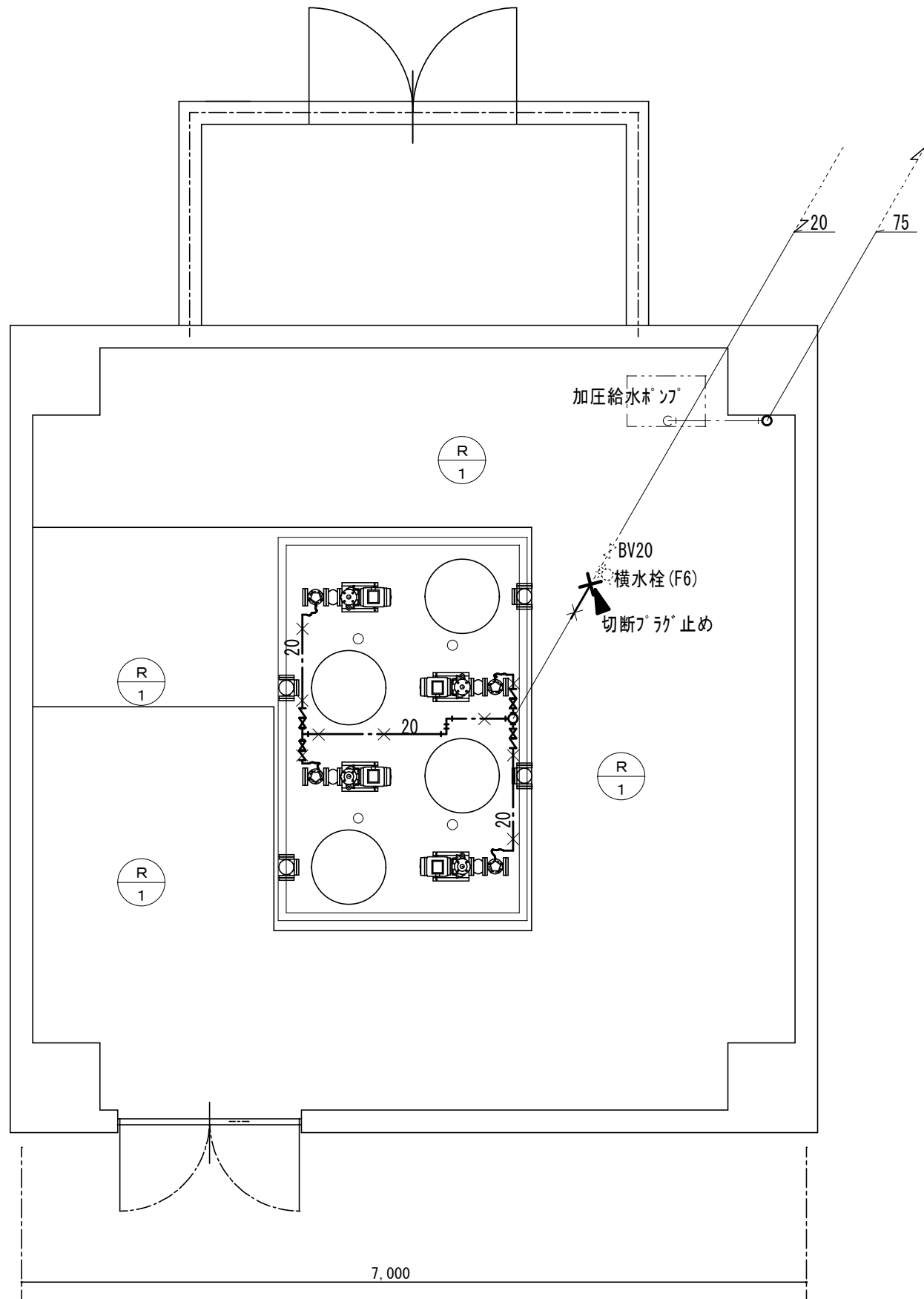
ミスト循環ラインポンプ撤去要領図 NO SCALE



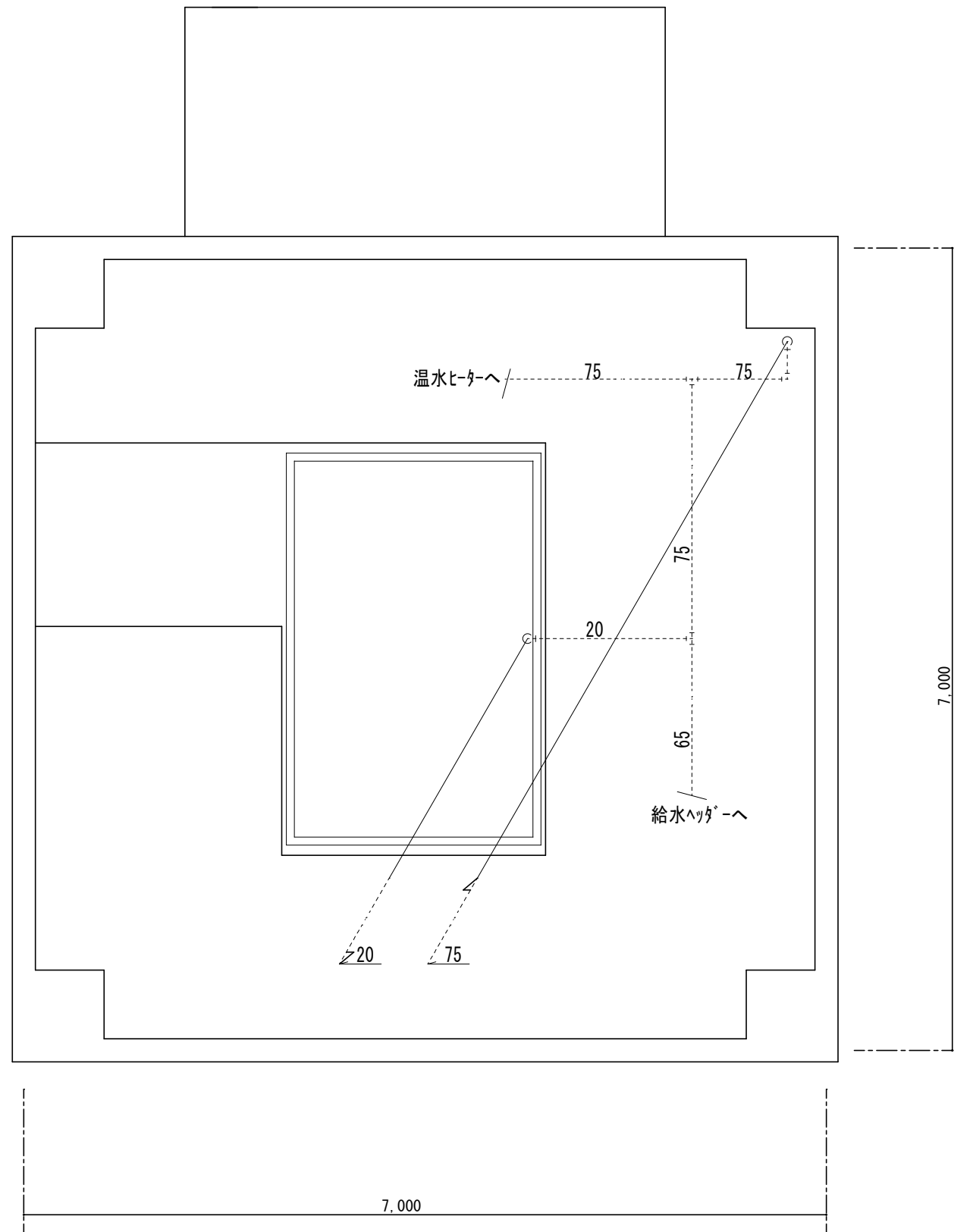
機械室上部配管平面図（改修前） S=1:50

機械設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号	松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
株式会社 ワーク設計	機械室配管平面図(改修前)	A3=1/50	1 2
一級建築士登録番号96597号 春田 信行	鹿児島市建設局建築部設備課		全 2 6



機械室給水管平面図(改修前) S=1:50

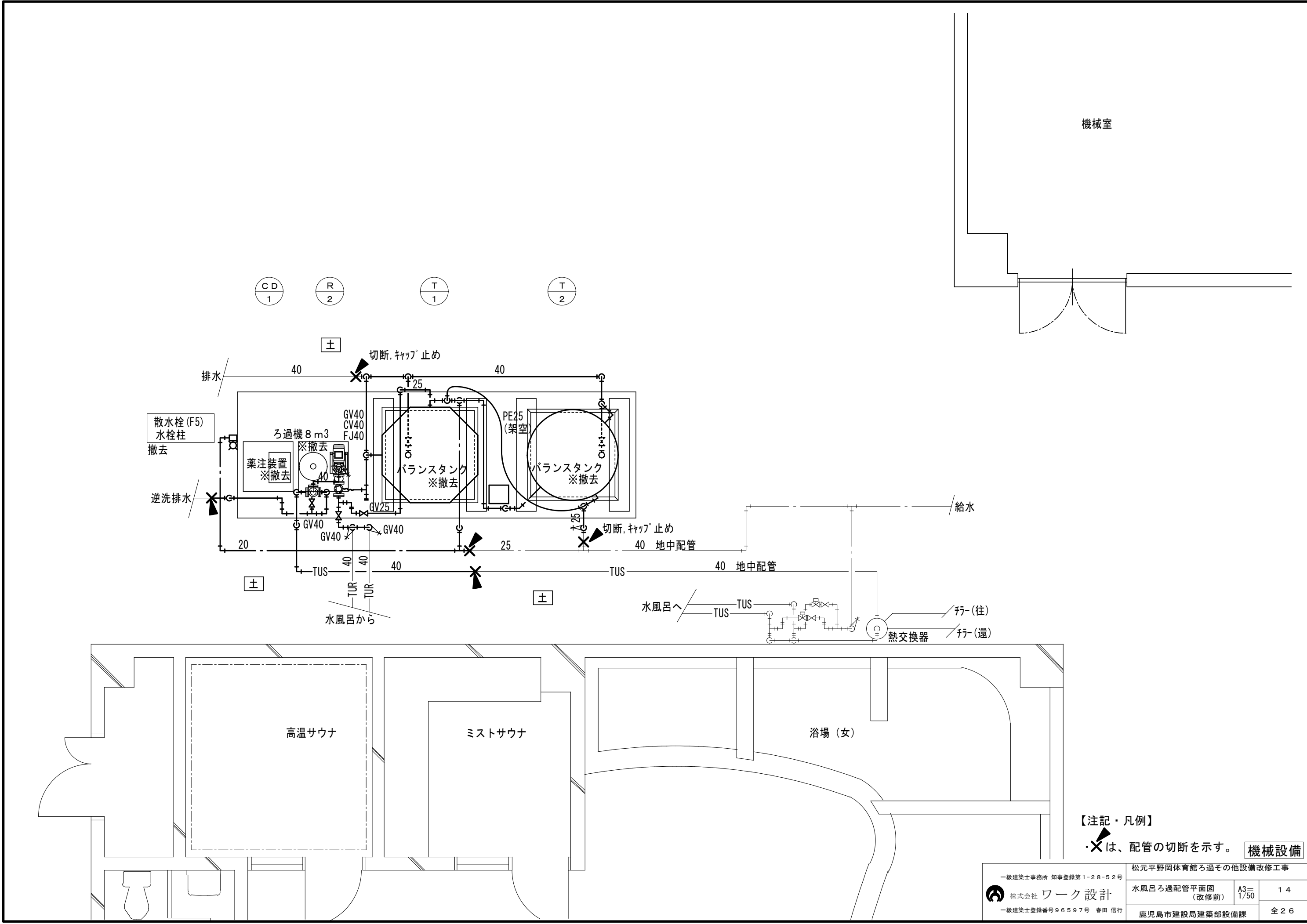


機械室上部給水管平面図(改修前) S=1:50

【注記・凡例】
・は、配管の切断を示す。

機械設備

 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号 96597号 春田 信行	松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
	機械室給水管平面図(改修前)	A3=1/50 13
	鹿児島市建設局建築部設備課	全26



機械室

C D
1

R
2

T
1

T
2

土

切断, キャップ止め

散水栓 (F5)
水栓柱
撤去

ろ過機 8 m3

薬注装置
※撤去

GV40
CV40
FJ40

バランスタンク
※撤去

PE25
(架空)

バランスタンク
※撤去

逆洗排水

20

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

GV40

土

水風呂から

土

水風呂へ

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

TUS

熱交換器

行-(往)

行-(還)

高温サウナ

ミストサウナ

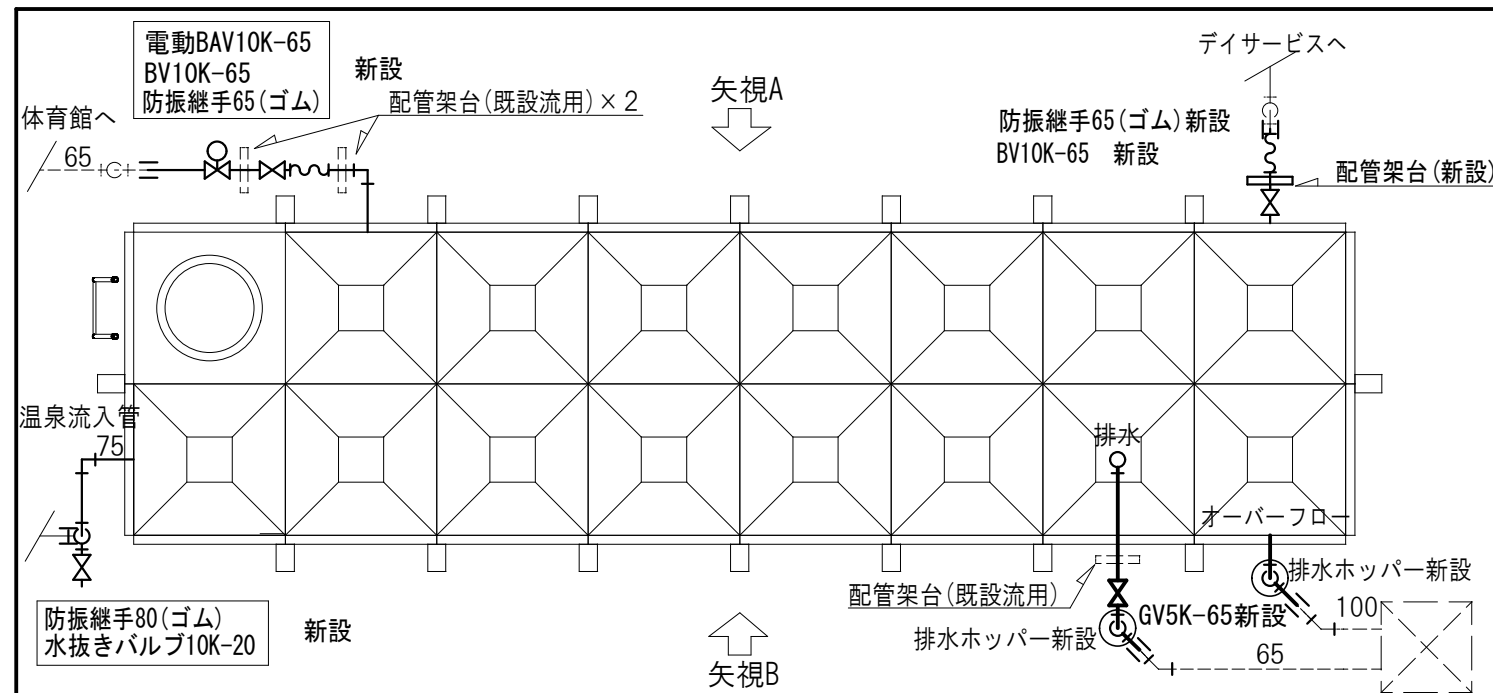
浴場(女)

【注記・凡例】

・Xは、配管の切断を示す。

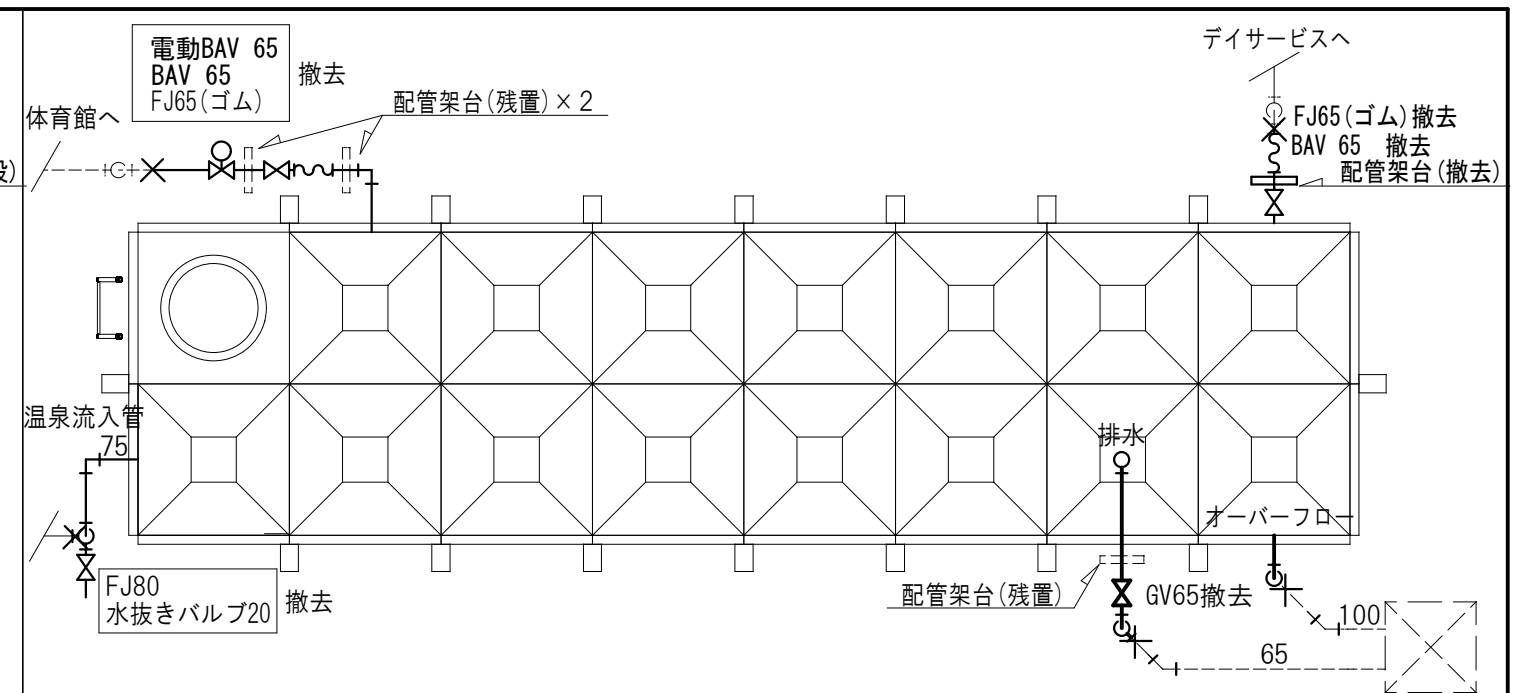
機械設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
 株式会社 ワーク設計	一級建築士登録番号 96597号 春田 信行	水風呂ろ過配管平面図 (改修前)	A3= 1/50
		鹿児島市建設局建築部設備課	全 26



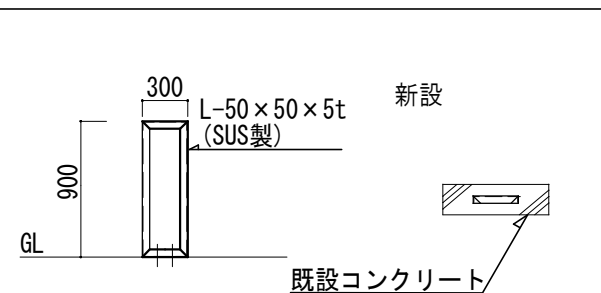
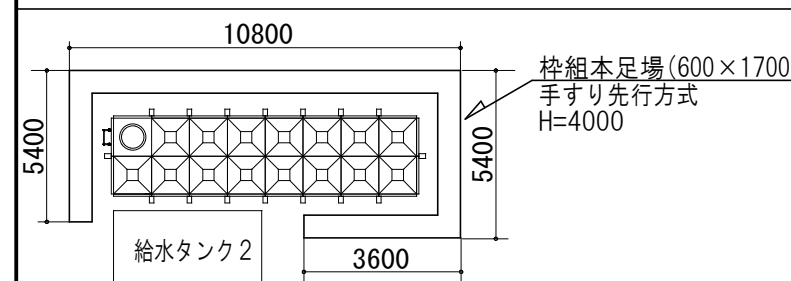
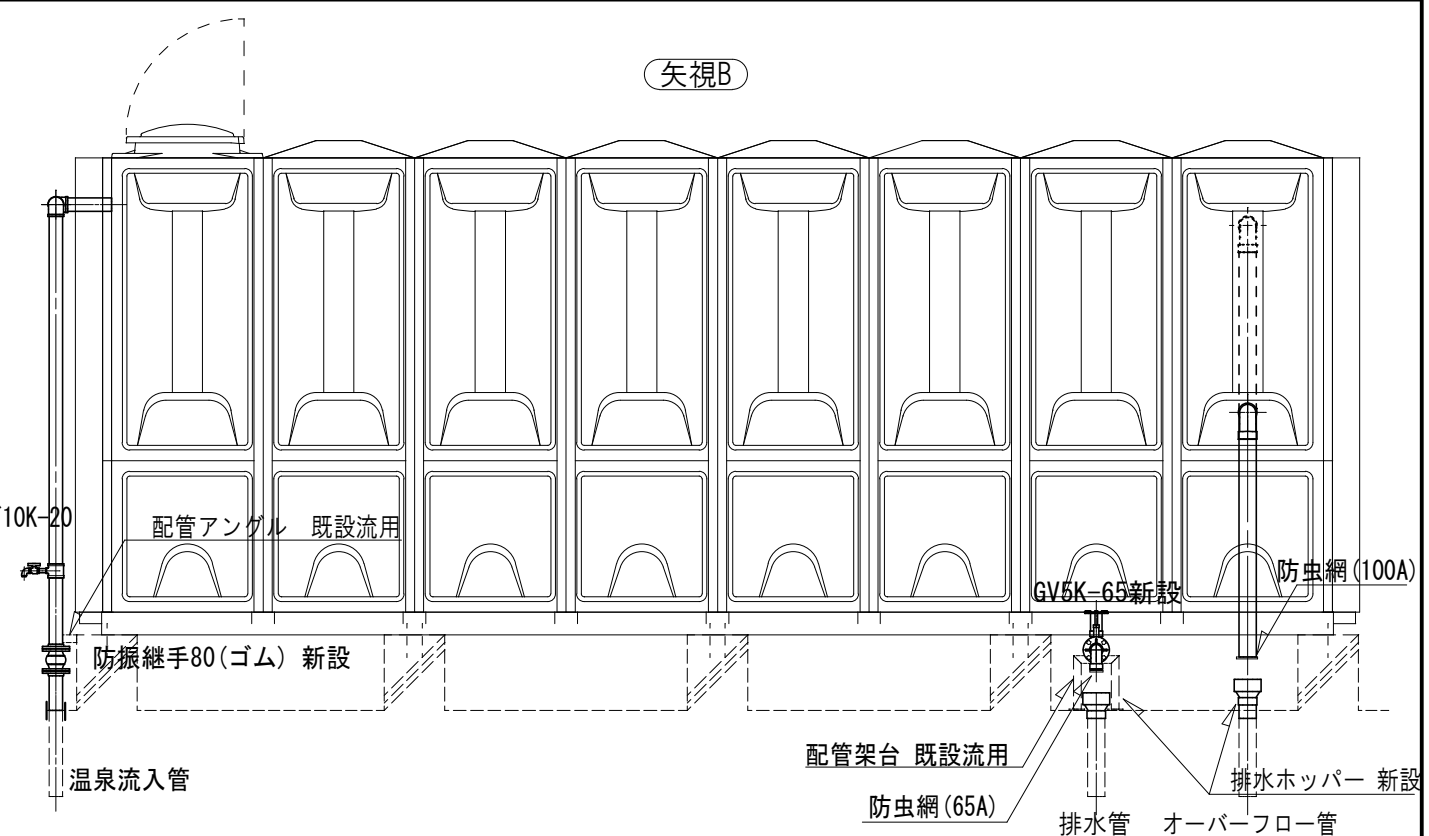
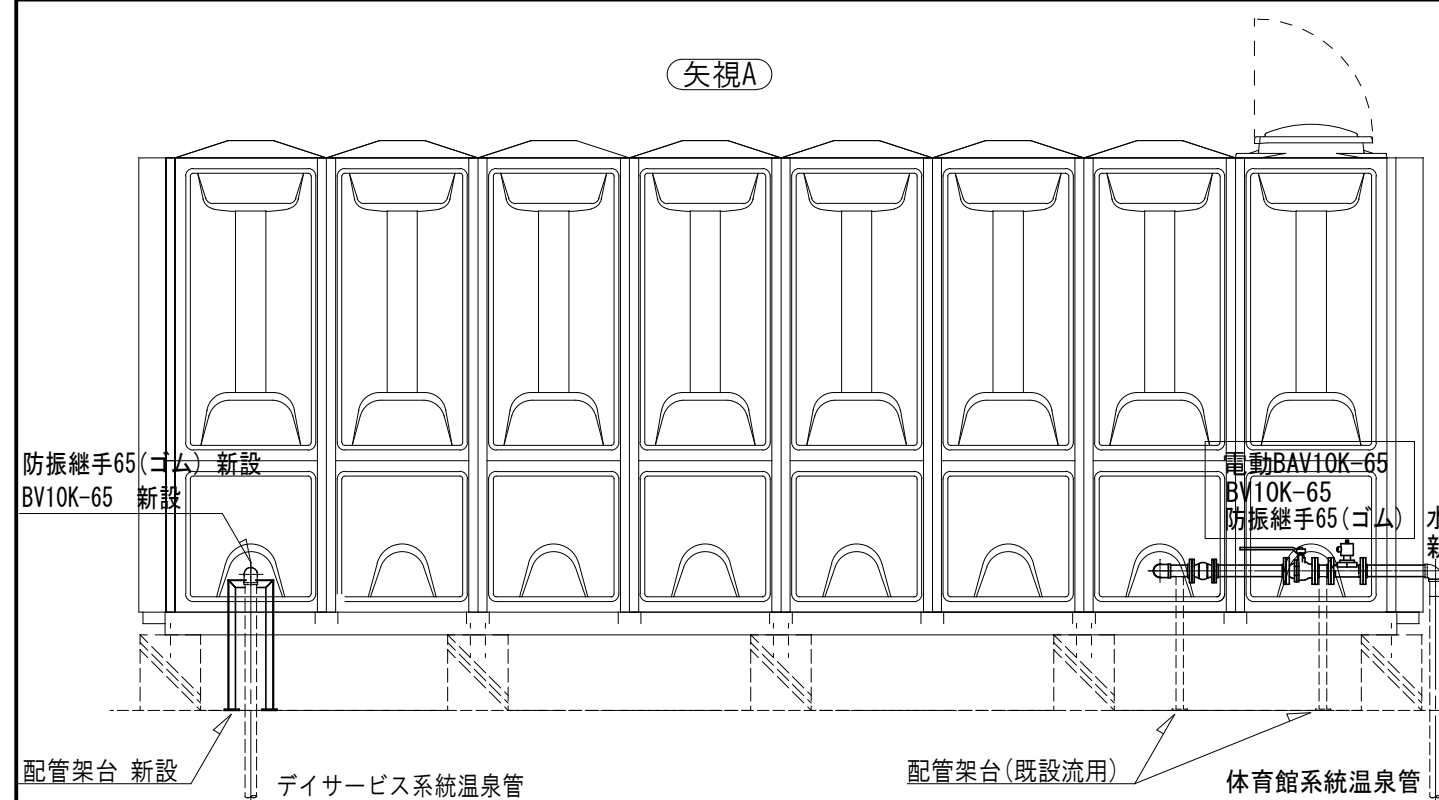
受水槽平面詳細図(改修後) S=1:50

- 【注記・凡例】
1. 実線は、機器・配管の新設を示す。
 2. 破線は、機器・配管の残置を示す。
 3. 二 は、既設配管との接続位置を示す。



受水槽平面詳細図(改修前) S=1:50

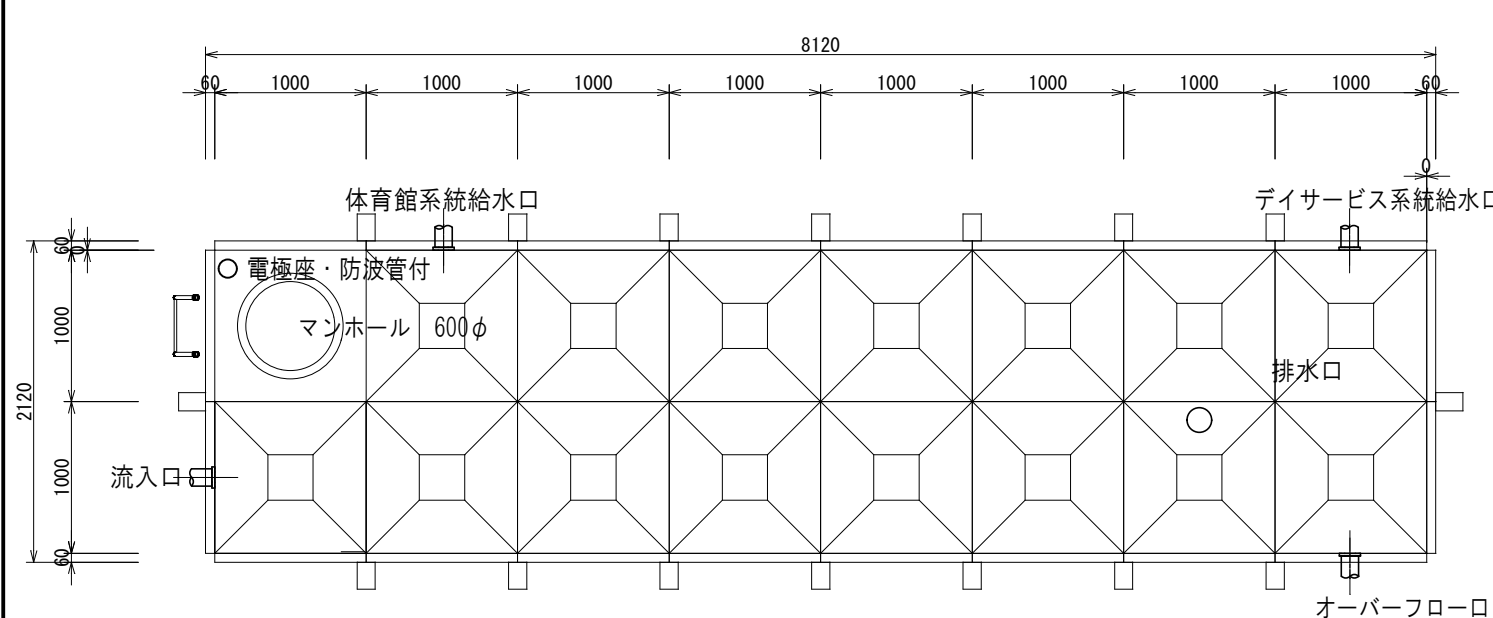
- 【注記・凡例】
1. 実線は、機器・配管の撤去を示す。
 2. 破線は、機器・配管の残置を示す。
 3.  は、既設配管の切断位置を示す。



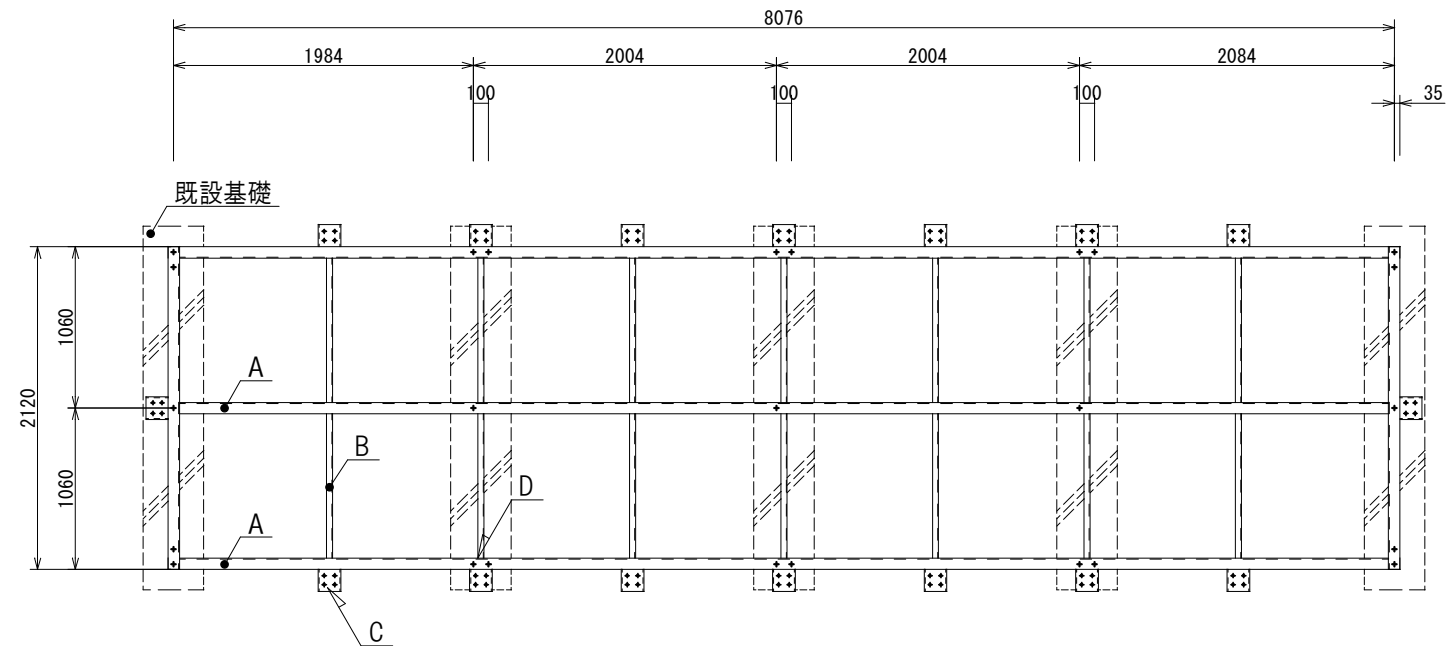
受水槽立面図（改修後） S=1:50

- 【注記・凡例】
1. 実線は、機器・配管の新設を示す。
 2. 破線は、機器・配管の残置を示す。
 3. 二 は、既設配管との接続位置を示す。

 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号 96597号 春田 信行		機軸設備	
一級建築士事務所 知事登録第 1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
受水槽平面詳細図 (改修後・改修前) 受水槽立面図 (改修後)		A3=1/50	1 5
鹿児島市建設局建築部設備課		全 2 6	



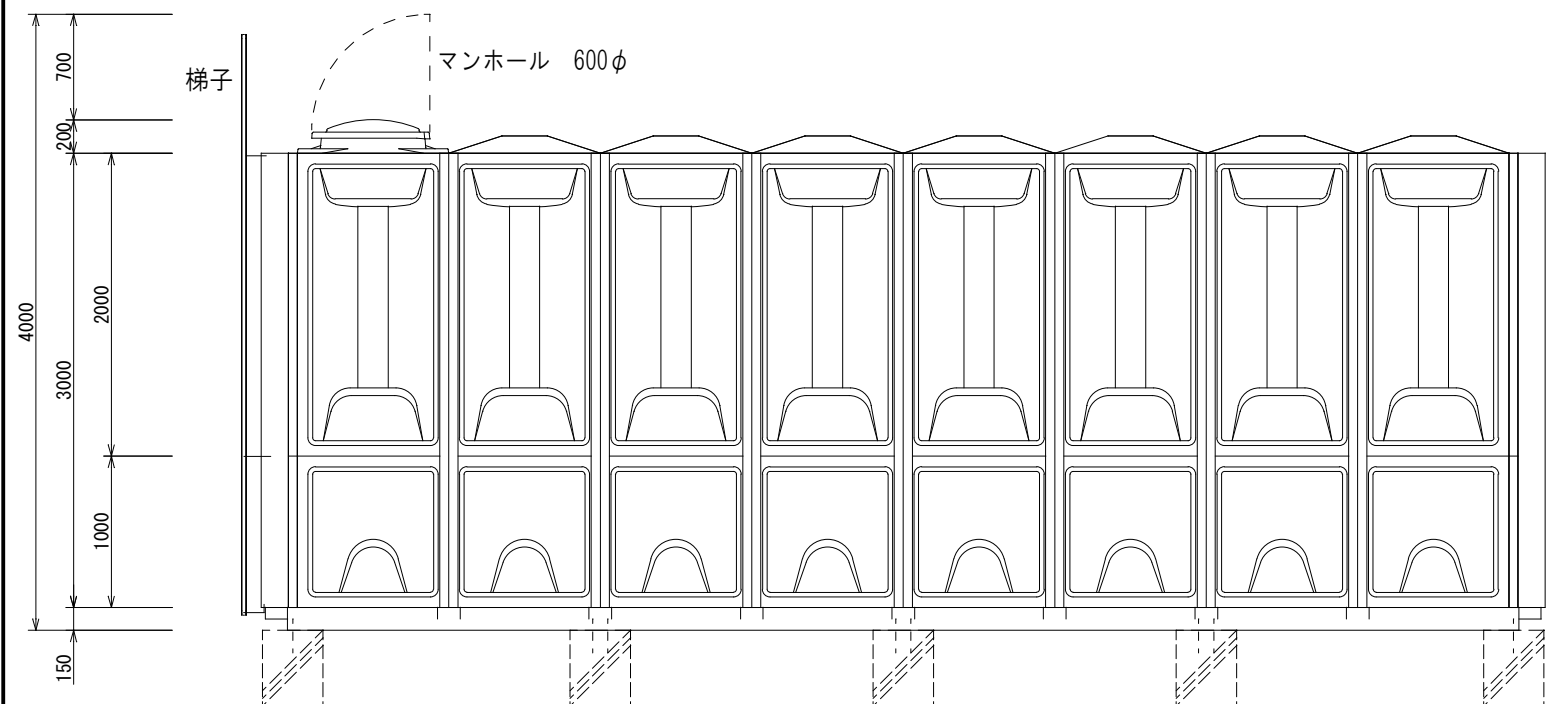
受水槽参考姿図 (平面図) S=1 : 50



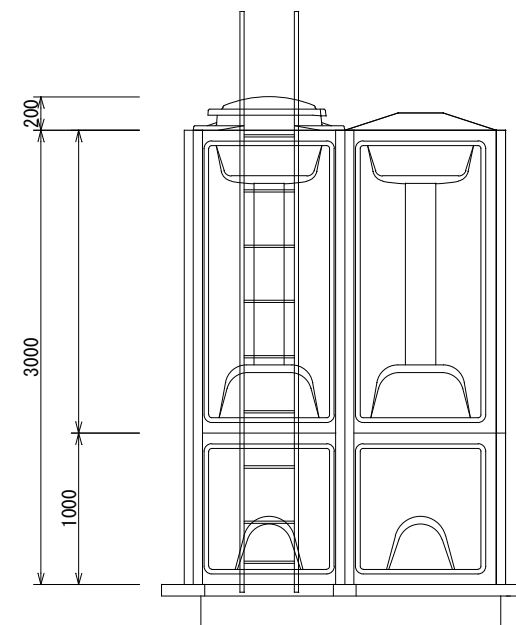
平架台参考図 S=1 : 50

※鋼材の接続は基礎上で行うこと

- A : [-150x75x6.5x10
B : [-75x40x5x7
C : フレーム取付ボルト (M16)
D : アンカーボルト (M16×200L 接着系SUS)



受水槽参考姿図 (立面図) S=1 : 50



受水槽参考姿図 (立面図) S=1 : 50

温泉用受水槽仕様

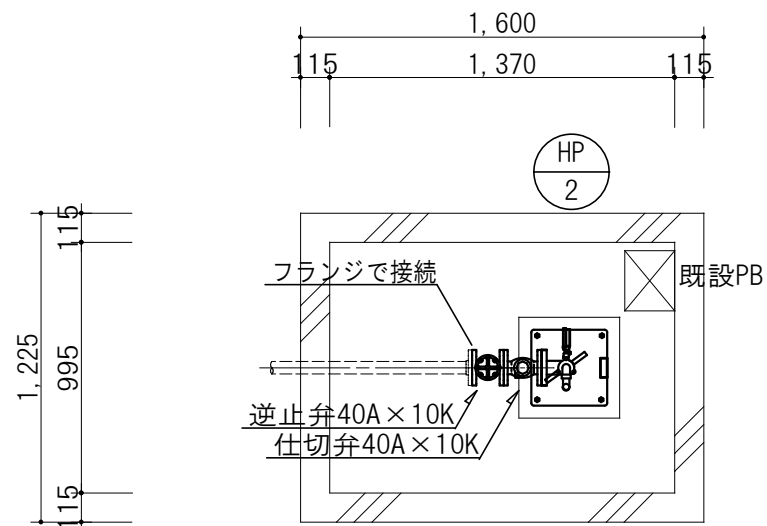
材質 : FRP製複合板パネル形 耐熱
寸法 : 2,000×8,000×3,000H (呼称 48m3)
架台 : 溶融亜鉛メッキ仕様
内部梯子 : PVC製 耐熱
外部梯子 : STK製 溶融亜鉛メッキ仕上げ
マンホール : FRP製600φ、密閉式、内蓋式
組み立てボルト : 溶融亜鉛メッキ仕様、気相部プラコート仕様
耐震基準 : 1.0G
常時使用最高温度 : 80℃
国土交通省告示第243号適合
水道法、食品衛生法、も類増殖防止技術指針適合

特記

- アンカーボルトのサイズ、本数は耐震計算書により決定すること
- アンカーボルトの打設位置は、既設基礎の寸法を考慮し決定すること
- 記載なき配管等の支持材は、現地打合せのうえ決定し水槽制作に含むものとする
- 溶融亜鉛メッキ仕様は「HDZT49」とする

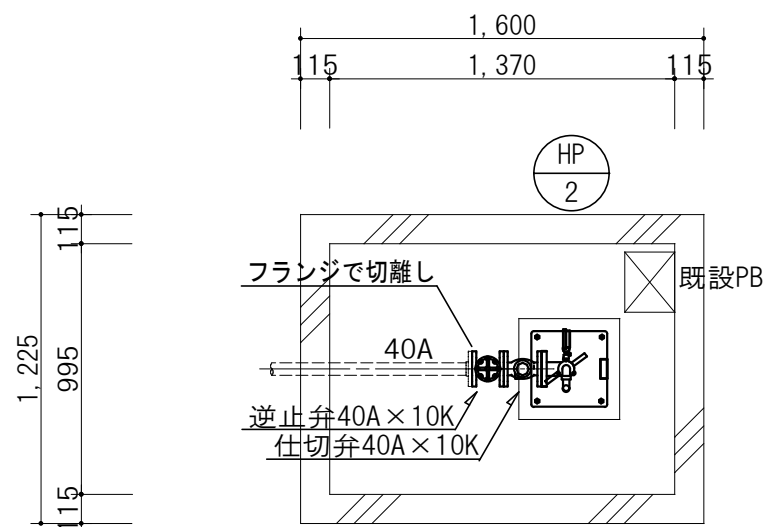
機械設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
	株式会社 ワーク設計	受水槽参考姿図(平面図・立面図) A3=1/50		16
		平架台参考姿図		
		鹿児島市建設局建築部設備課		全26
一級建築士登録番号96597号 春田 信行				



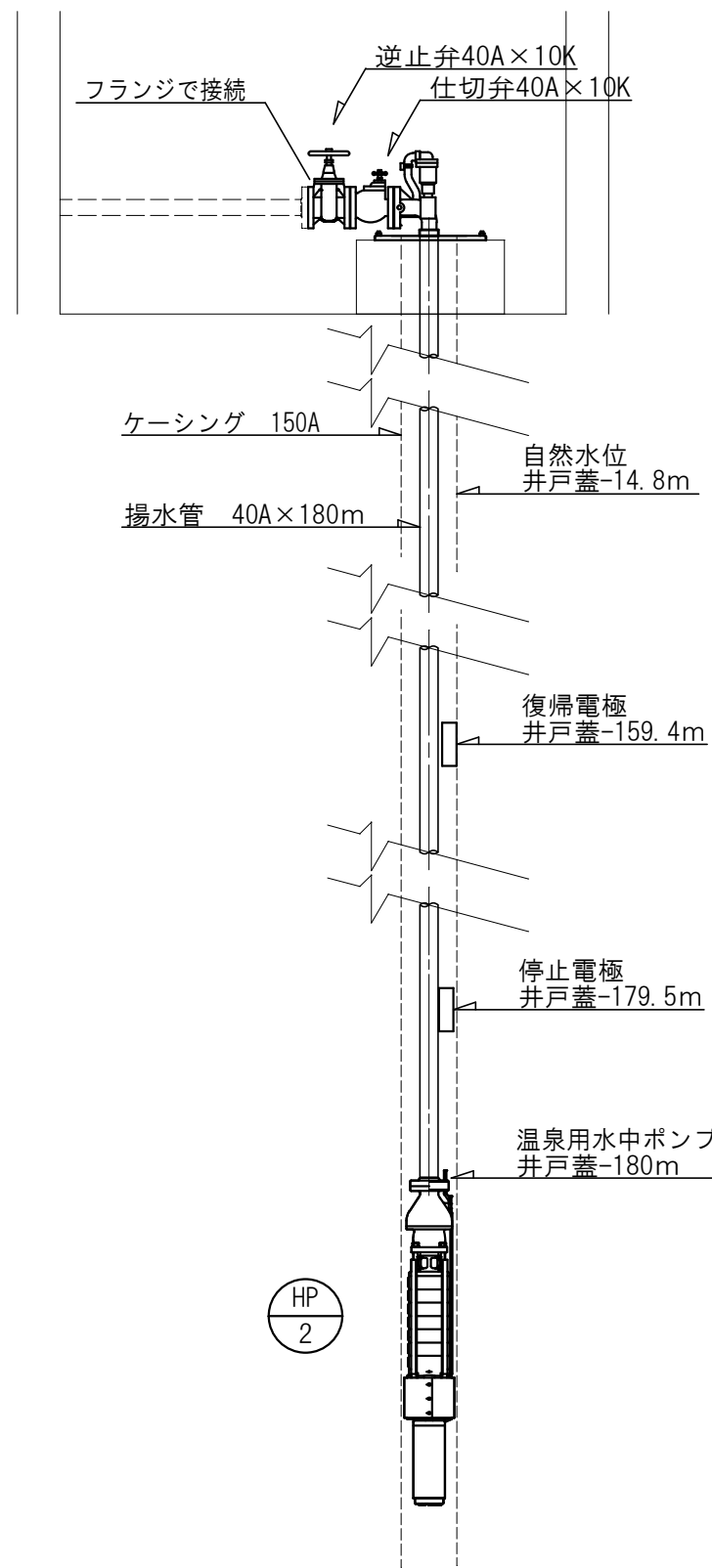
温泉用水中ポンプ 平面詳細図 (改修後) S=1/30

記号	名称	規格・仕様	備考
	温泉用 水中ポンプ	40A×110L/min×189m 3φ×200V×7.5kw 井戸蓋：FC製 付属品：連成計、台盤（空気抜き弁） 水位電極（水位ケーブル200m）×2	湯水管 （ファイバー管 40A） 8.9m×20本

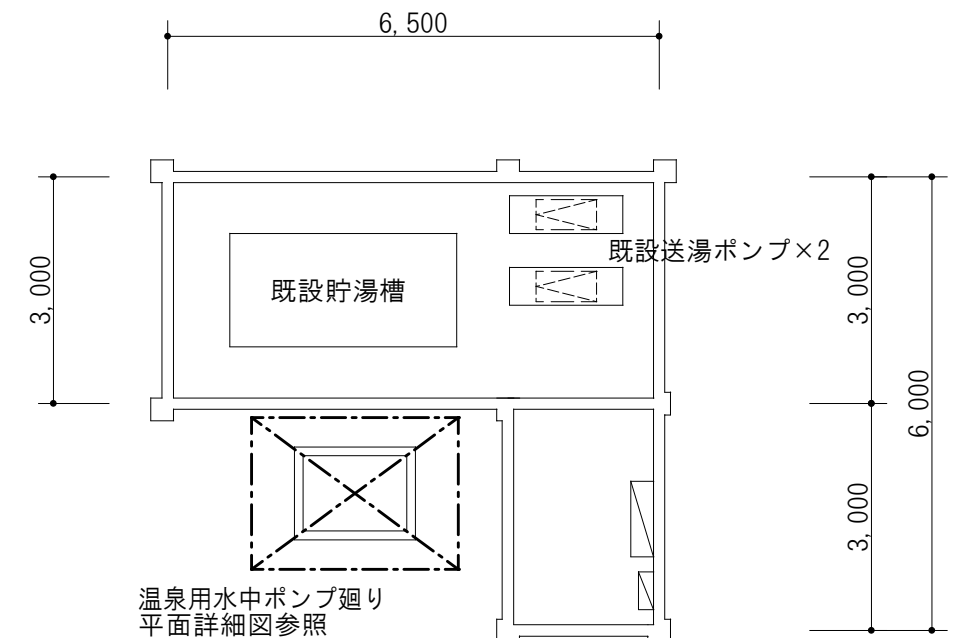


温泉用ポンプ 平面詳細図 (改修前) S=1/30

記号	名称	規格・仕様	備考
	温泉用 水中ポンプ	40A×110L/min×189m 3φ×200V×7.5kW 井戸蓋：FC製 付属品：連成計、台盤（空気抜き弁） 水位電極（水位ケーブル200m）×2	湯水管 （ファイバー管 40A） 8.9m×20本



温泉用水中ポンプ 断面図 NO SCALE



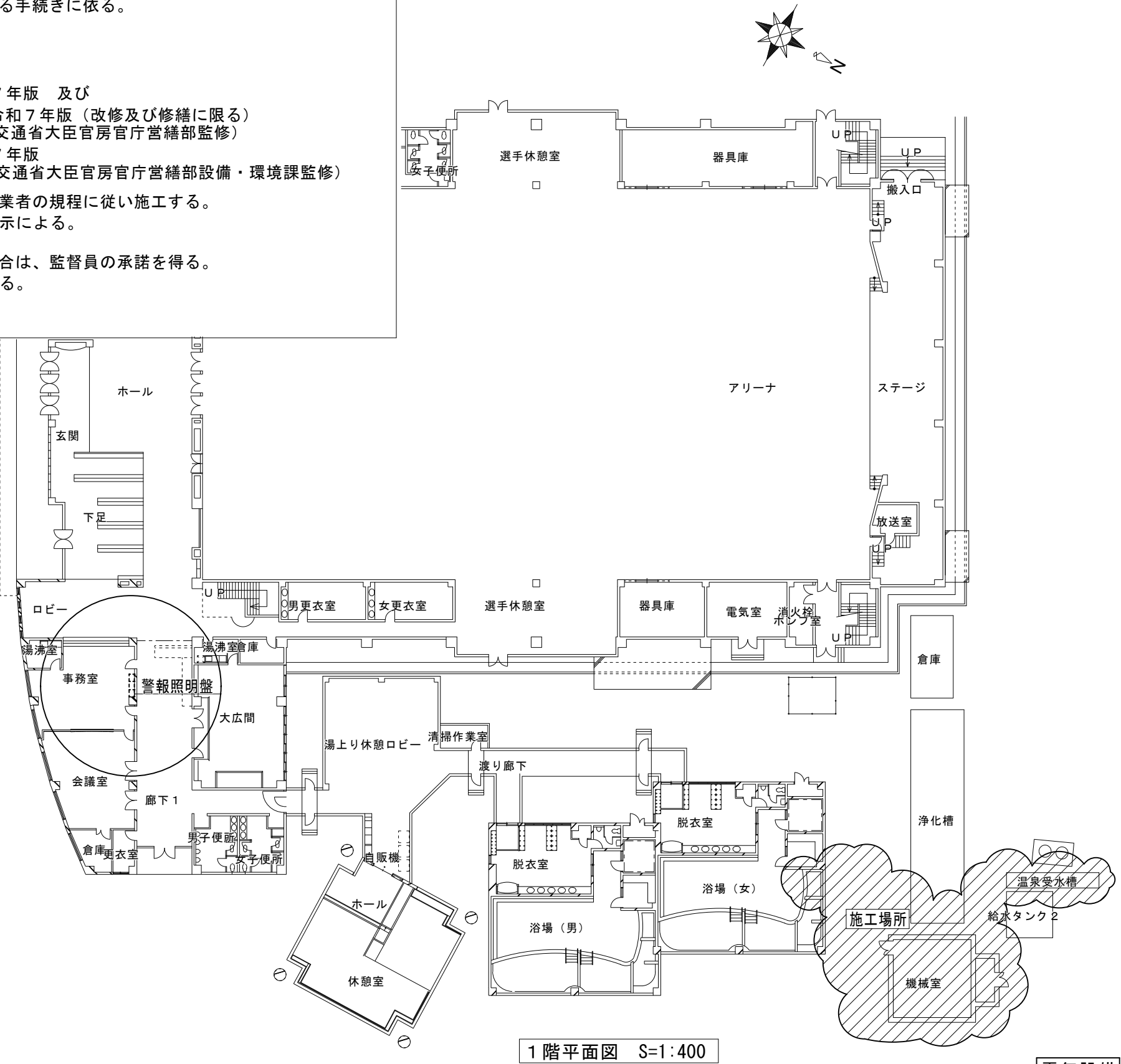
温泉ポンプ室平面図 1/100

※ 工事中は、井戸ケーシングに注意しながら施工すること。

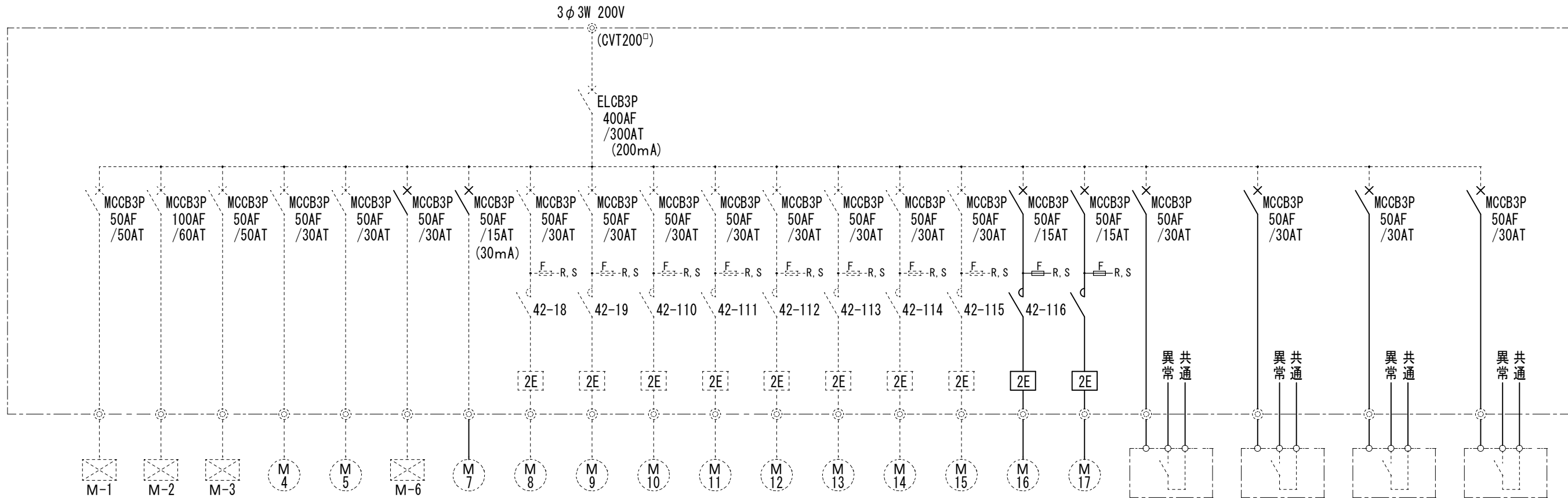
※ ポンプ撤去後は、井戸孔内のテレビカメラ調査を行うこと。

項 目	事 項
① 適用	(1) 本特記仕様に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 (2) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。但し設計図書間に相違がある場合の優先順位は下記とする 但し、これにより難しい場合は「疑義に対する協議等」による手続きに依る。 ア 設計図書等に関する質疑応答書 イ 特記仕様書 ウ 図面 エ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 及び 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版（改修及び修繕に限る） （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） オ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版 （国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
② 遵守事項	(1) 工事は、電気設備技術基準、内線規程、並びに小売電気事業者の規程に従い施工する。 なお、図面その他が諸規程と相違するときは、監督員の指示による。
③ 特殊な材料工法	(1) 設計図書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は、監督員の承諾を得る。 なお、特殊な材料による施工は、当該製品の指定工法による。
④ 電気工作物の種類	○事業用電気工作物 ・一般用電気工作物

- ～特記事項～
- ・本工事施工にあたっては、監督員並びに施設関係者と連絡・打合せを十分に行い、業務に支障を及ぼす事のないようにするとともに、安全対策には万全を期すこと。
 - ・既設建物等のはつり、貫通が必要な箇所については、原形復旧迄本工事の範囲とする。
 - ・露出施工になる場合においては施工する配線ルートや器具設置位置についても施工図で十分検討し、建築物工事として建物全体の出来映え向上に努めること。
 - ・施工前に既設設備を十分調査して他の設備へ支障が無いように処置すること。
 - ・外部で使用する配管支持等はステンレス製を原則とする。
 - ・既設建物及び機器等へ損傷を与えた場合は受注者の負担において原形復旧すること。



電気設備			
一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号96597号 春田 信行	松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
	特記仕様」、特記事項、 1階平面図、附近見取図	1/400	18
	鹿児島市建設局建築部設備課		全 26



負荷名称	加圧給水 ユニット	浄化槽 操作盤	ボイラー 操作盤	高温泉	低温泉	水風呂 制御盤	オイル ギャポン	気泡発生機				超音波ポンプ				循環ポンプ		ろ過制御盤			
				加圧ポンプ	加圧ポンプ			No1	No2	No3	No4	No1	No2	No3	No4	No1	No2	男高温浴槽	女高温浴槽	男低温浴槽	女低温浴槽
負荷容量 (KW)	4.4KW	8.0KW	5.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	0.2KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	1.5KW	0.25KW	0.15KW	2.2KW + (18W 1φ200V)	2.2KW + (18W 1φ200V)	1.5KW + (18W 1φ200V)	1.5KW + (18W 1φ200V)
極数 (P)	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P
始動方式								L	L	L	L	L	L	L	L	L	L				
操作・制御方式				ブレーカー 開閉依る 起動	ブレーカー 開閉依る 起動	電源 供給のみ	ブレーカー 開閉依る 起動	2-1	2-1	2-1	2-1	2-1	2-1	2-1	2-1	1	1	異常信号 a 接点(無電圧)	異常信号 a 接点(無電圧)	異常信号 a 接点(無電圧)	異常信号 a 接点(無電圧)
操作・制御 スイッチ																B	B				

動力制御盤 (LM-1) 結線図 (改修後)

- 注記 1、
—— 実線 (太線) 部分改修
----- 点線 (細線) 部分既設のまま改修
- 2、盤面改修は盤面姿図参照
- 3、各ろ過機の「異常」信号 (無電圧 a 接点) を既設警報ケーブルを流用し警報照明盤 (事務室) に表示する

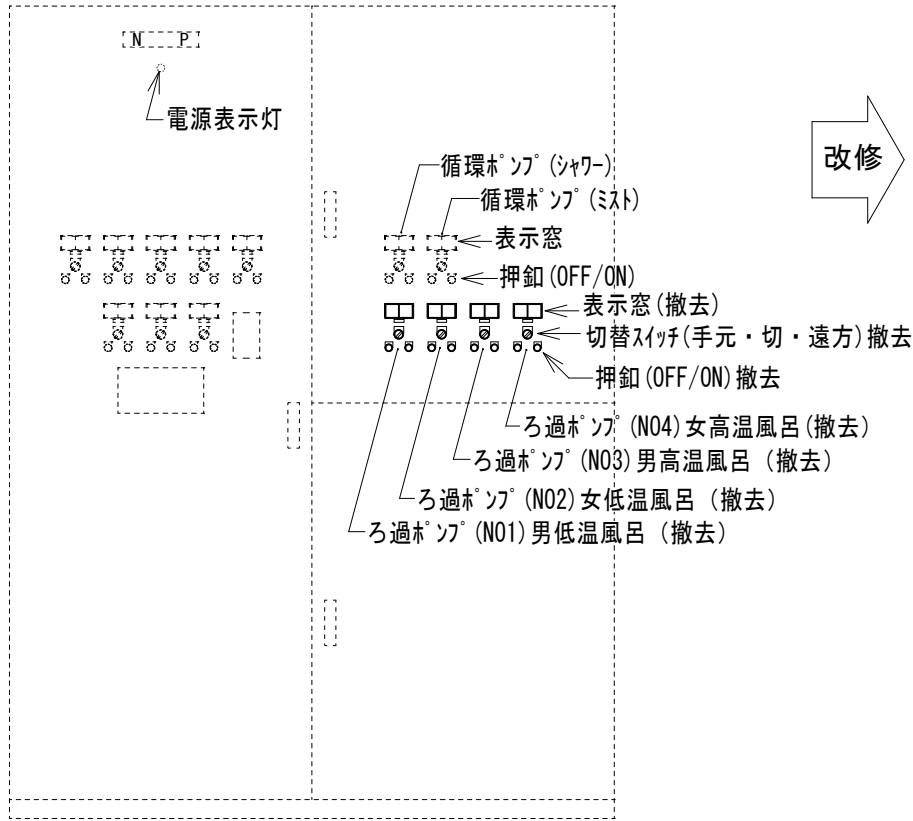


注記 1、 ————— 実線（太線）部分改修
 点線（細線）部分既設のまま改修

2、盤面改修は盤面姿図参照

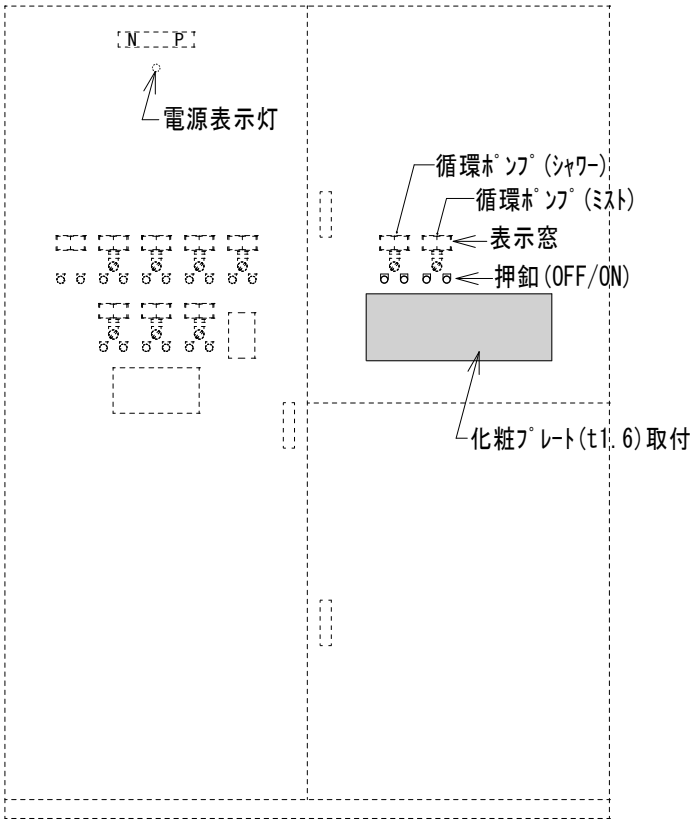
高温ろ過機 (男) 異常	高温ろ過機 (女) 異常	低温ろ過機 (男) 異常	低温ろ過機 (女) 異常	換気 NO.1
水ろ過機 異常	空窓	受水槽 満水	受水槽	

改修
1, 表記内容変更



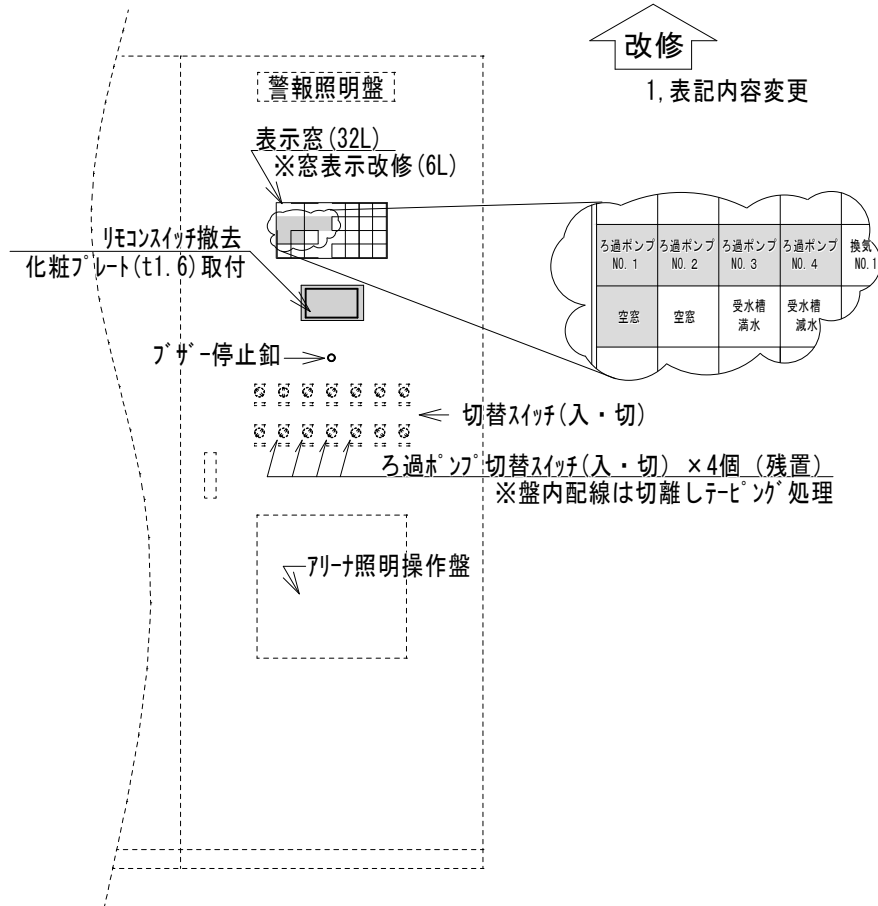
動力制御盤 (LM-1) 盤面図 (改修前)

銅板製露出型 (1, 6000W × 2, 150h × 400d)



動力制御盤 (LM-1) 盤面図 (改修後)

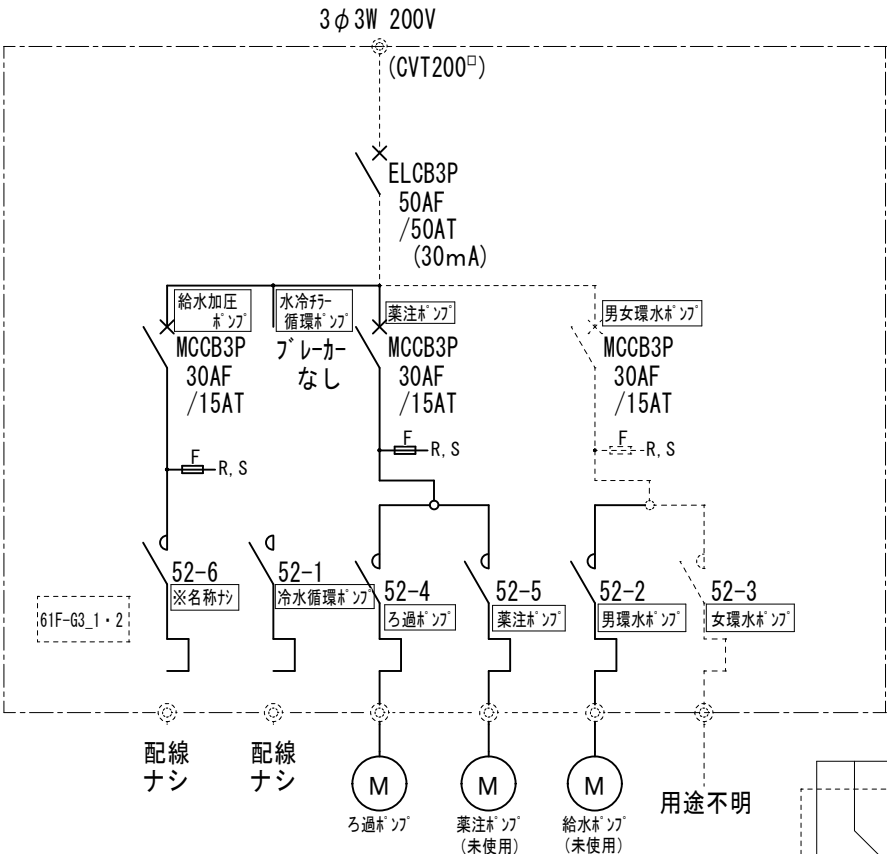
銅板製露出型 (1, 6000W × 2, 150h × 400d)



警報照明盤盤面改修図 (事務室内)

電気設備

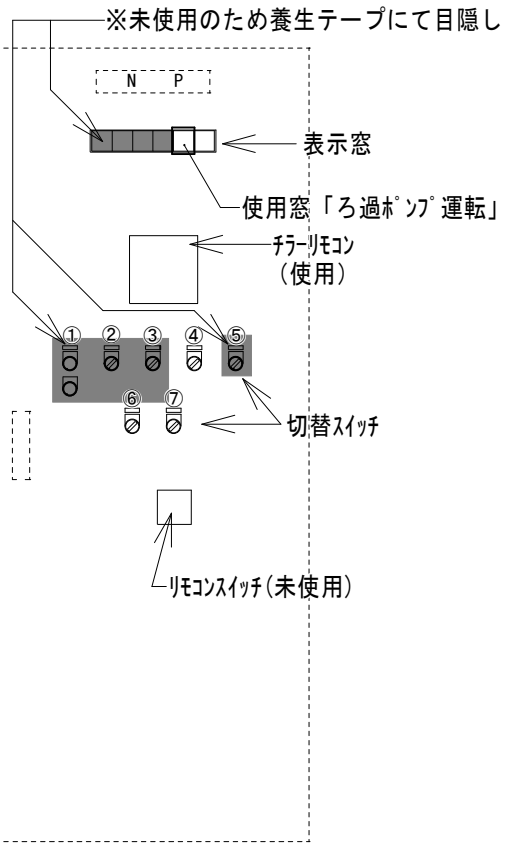
一級建築士事務所 知事登録第 1-28-52 号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号 96597 号 春田 信行	動力制御盤 (LM-1) 盤面図 (改修前・後)	NO、 SCALE	2 1
	総合監視盤盤面改修図 (事務室内)		全 2 6
鹿児島市建設局建築部設備課			



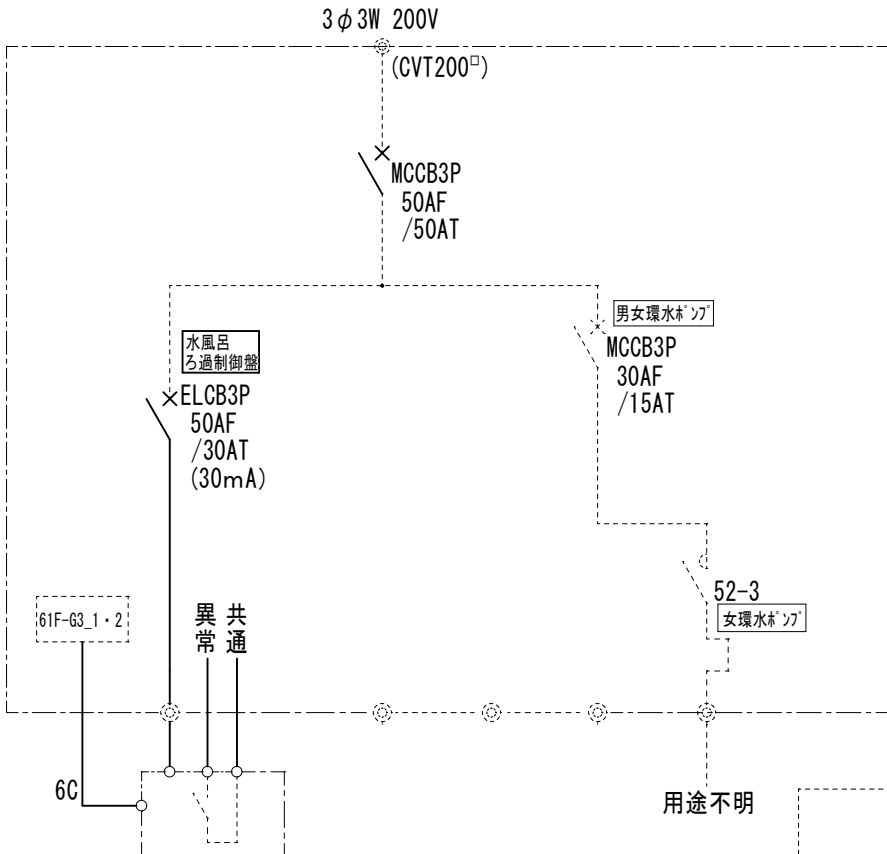
負荷名称			水風呂ろ過ポンプ	薬注ポンプ	給水ポンプ	
負荷容量 (KW)			0.75KW	0.2KW		
極数 (P)			3P	3P	3P	3P
操作・制御方式			・水位制御			

水風呂制御盤結線図（改修前）
鋼板製露出型 (550W×1400h×220d)

名称	仕様	状態
①冷水循環ポンプ	ON-OFF	—
②男環水ポンプ	手動-断-自動	断
③女環水ポンプ	手動-断-自動	断
④ろ過ポンプ	手動-断-自動	自動
⑤薬注ポンプ	切-入	切
⑥男水風呂給水	手動-断-自動	自動
⑦女水風呂給水	手動-断-自動	自動

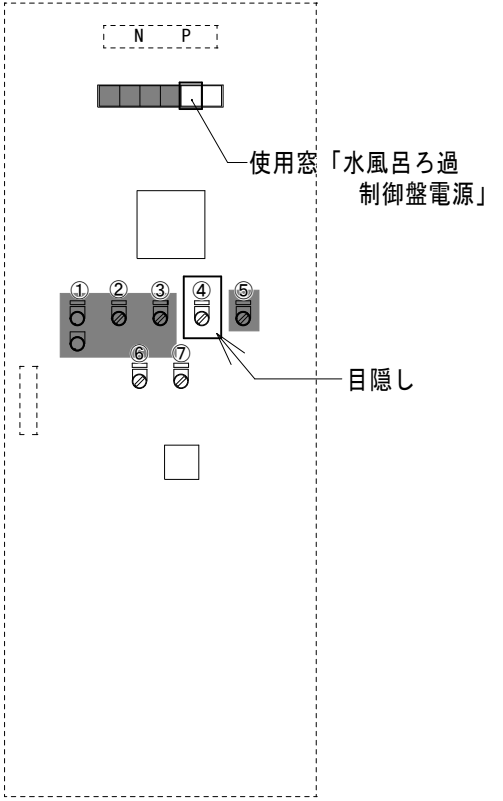


水風呂制御盤盤面図（改修前）



負荷名称	水風呂ろ過制御盤				
負荷容量 (KW)	0.75KW + (15W 1φ200V)				
極数 (P)	3P				
操作・制御方式	・水位制御 ・異常信号 a 接点 (無電圧)				

水風呂制御盤結線図（改修後）
鋼板製露出型 (550W×1400h×220d)



水風呂制御盤盤面図（改修後）

注記 1、
—— 実線（太線）部分改修
----- 点線（細線）部分既設のまま改修
2、盤面改修は盤面姿図参照

電気設備		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
一級建築士事務所 知事登録第 1-28-52号	株式会社 ワーク設計	水風呂制御盤結線図・盤面図 (改修前・後)	NO. SCALE 22
一級建築士登録番号 96597号 春田 信行		鹿児島市建設局建築部設備課	全 26

浄化槽

※配線、配管共新設

EM-CE 3.5 [□] -4C		
EM-CEE 2 [□] -3C (E39)	低温浴槽ろ過機(女-1.5KW)	
IE 2.0		
EM-CE 2 [□] -4C (E25)	温泉循環ポンプ 0.15KW	
EM-CE 2 [□] -4C (E25)	ミスト循環ポンプ 0.25KW	
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39)	低温浴槽ろ過機(男-1.5KW)	
EM-CEE 2 [□] -3C		
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39)	高温浴槽ろ過機(男-2.2KW)	
EM-CEE 2 [□] -3C		
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39)	高温浴槽ろ過機(女-2.2KW)	
EM-CEE 2 [□] -3C		
EM-CE 2 [□] -4C (E25)	オイルヤンポン 0.15KW	
EM-CEE 2 [□] -3C (E25)	水風呂ろ過機警報	

※配線、配管共新設

EM-CE 3.5 [□] -4C (E39→F2-WP38)	低温浴槽ろ過機(女-1.5KW)
EM-CEE 2 [□] -3C	
EM-CE 2 [□] -4C (E25→F2-WP24)	温泉循環ポンプ 0.15KW
EM-CE 2 [□] -4C (E25→F2-WP24)	ミスト循環ポンプ 0.25KW
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39→F2-WP38)	低温浴槽ろ過機(男-1.5KW)
EM-CEE 2 [□] -3C	
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39→F2-WP38)	高温浴槽ろ過機(男-2.2KW)
EM-CEE 2 [□] -3C	
EM-CE 3.5 [□] -4C (E39→F2-WP38)	高温浴槽ろ過機(女-2.2KW)
EM-CEE 2 [□] -3C	
EM-CE 2 [□] -4C (E25→F2-WP24)	オイルヤンポン 0.15KW

注：ろ過制御盤への警報線(EM-CEE2[□]-3C)の1本は予備線とする

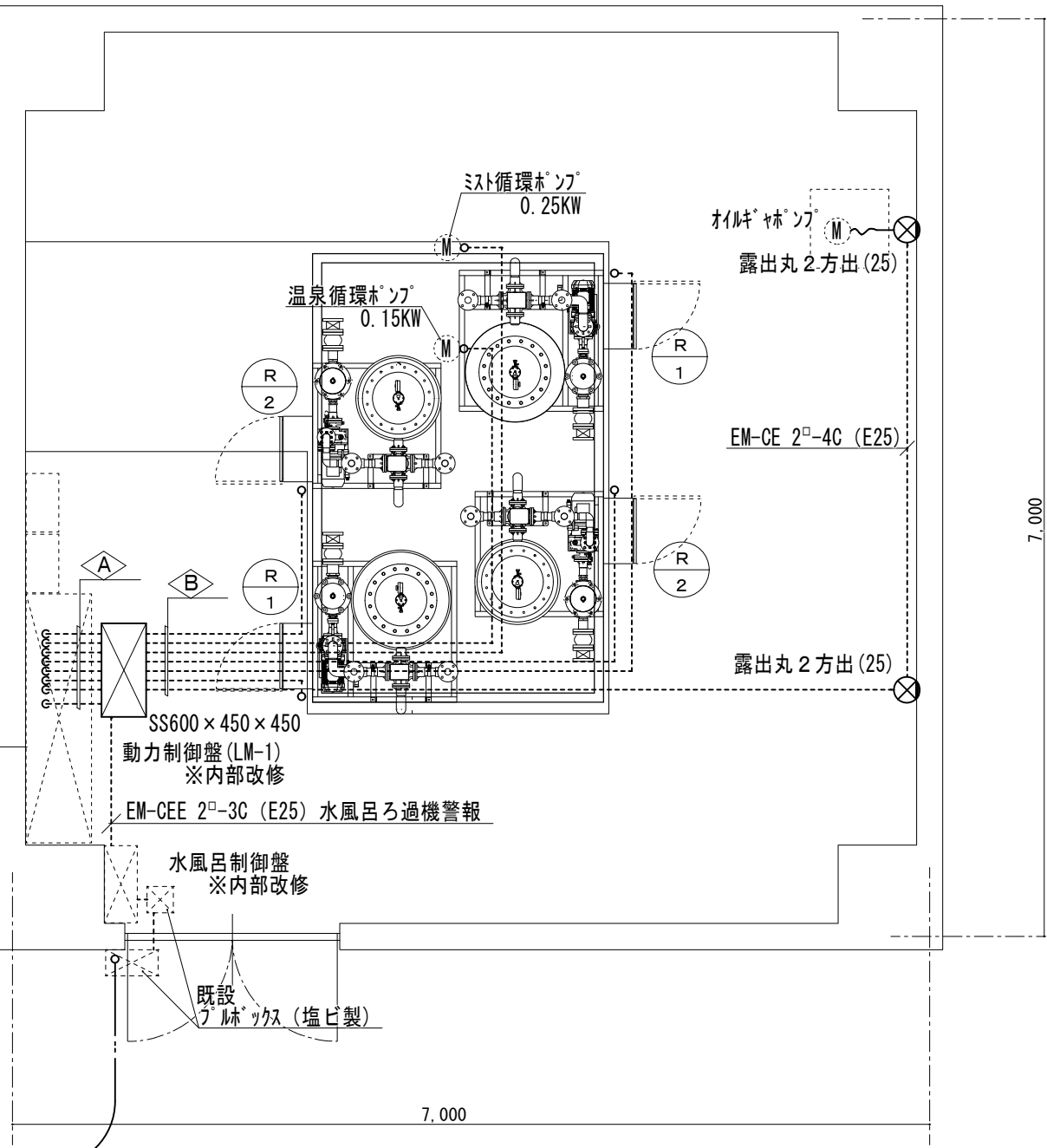
新設 EM-CE 3.5 [□] -4C	水風呂ろ過機 0.75KW
新設 EM-CEE 2 [□] -3C (新設 HIVE42→F2WP50)	水風呂ろ過機警報
新設 EM-CEE 2 [□] -6C	水風呂ろ過機制御

新設 EM-CE 3.5 [□] -4C	水風呂ろ過機 0.75KW
新設 EM-CEE 2 [□] -3C (新設 HIVE42)	水風呂ろ過機警報
新設 EM-CEE 2 [□] -6C	水風呂ろ過機制御

ハンドホール

水風呂 6m3

機械室まわり平面図(改修後) S=1/50

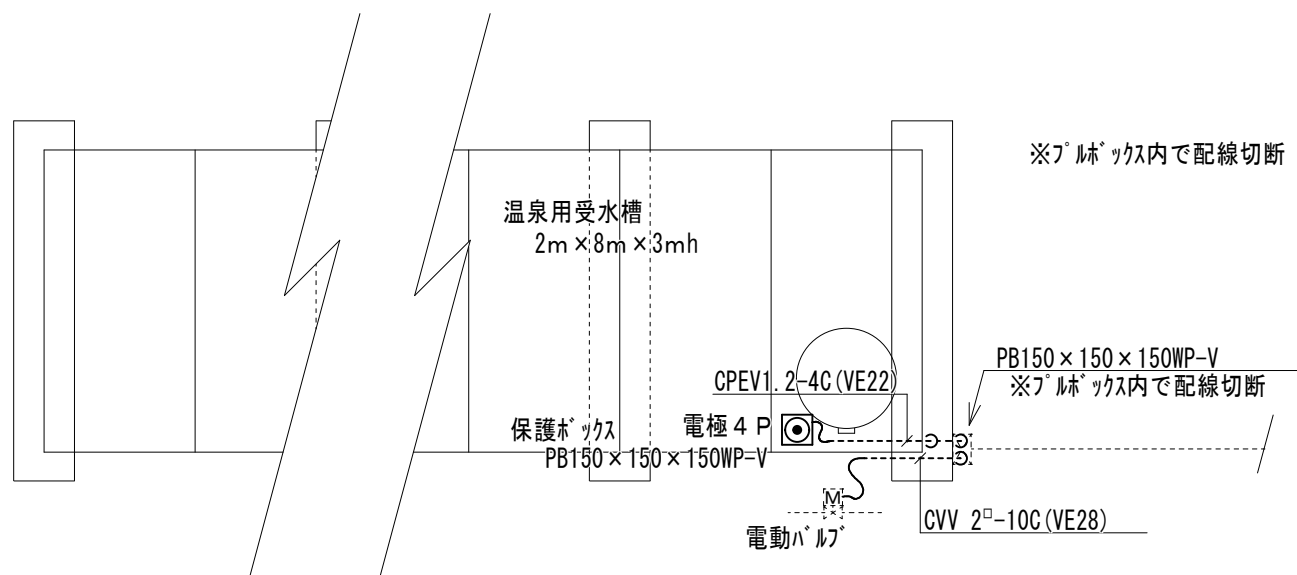


電気設備

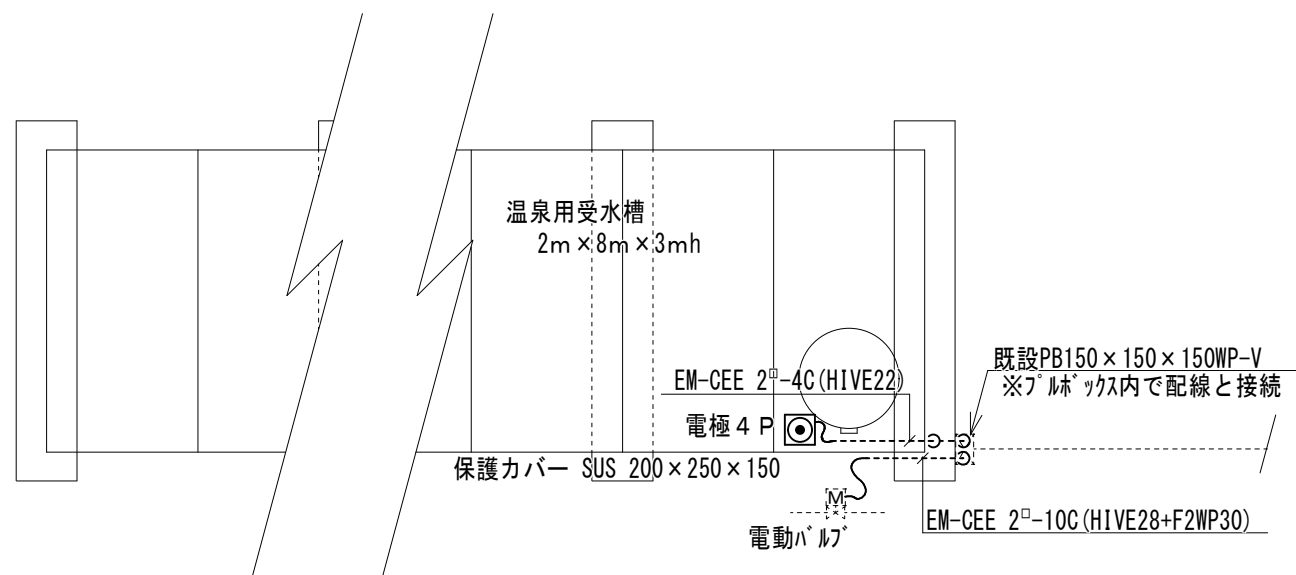
高温サウナ

ミストサウナ

浴場(女)



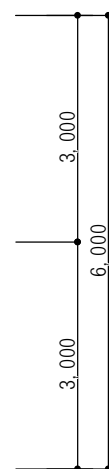
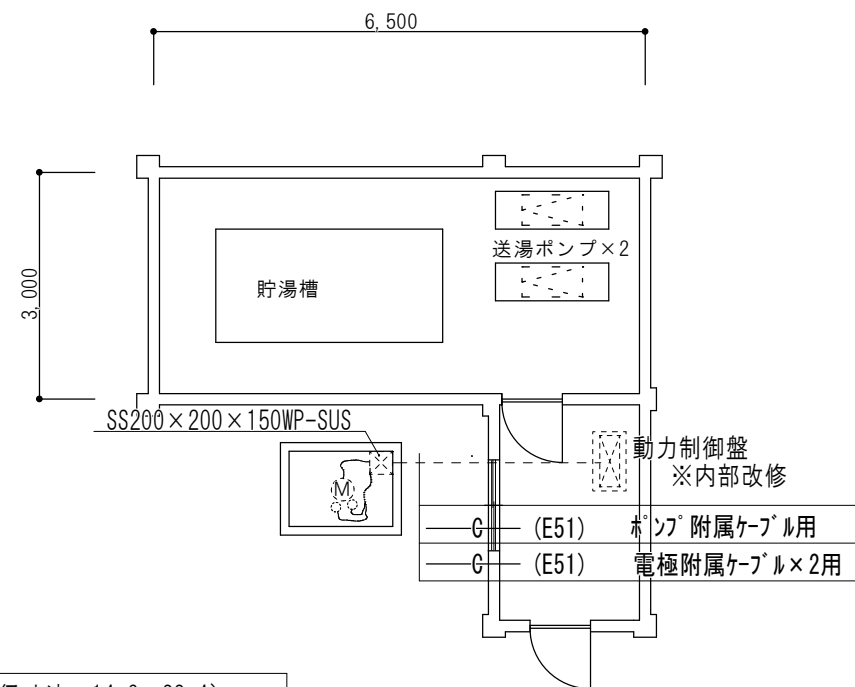
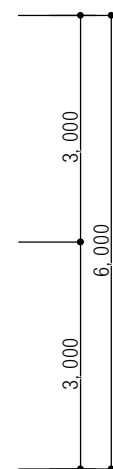
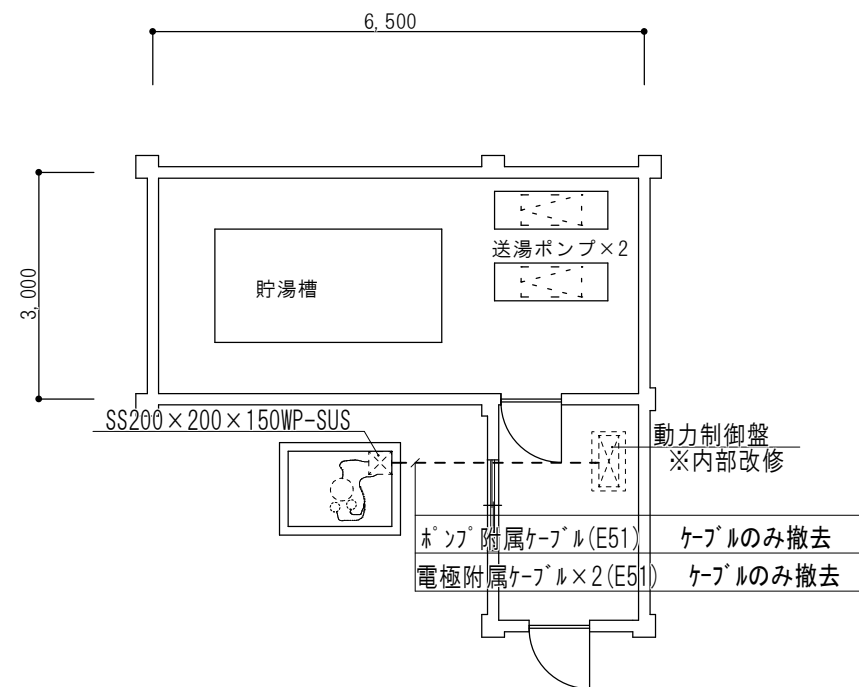
温泉用受水槽 平面図(改修前) S = 1/100



温泉用受水槽 平面図(改修後) S = 1/100

電気設備

一級建築士事務所 知事登録第 1-28-52 号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号 96597 号 春田 信行	温泉用受水槽 平面図 (改修前・改修後)	1/50	24
	鹿児島市建設局建築部設備課		全 26

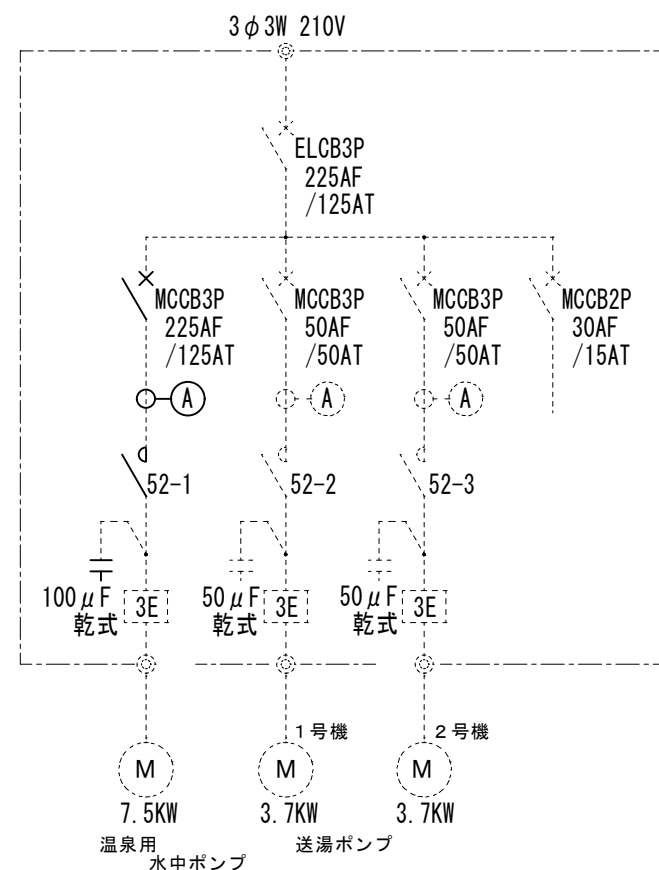


温泉附属ポンプ及び電極附属ケーブル参考仕様

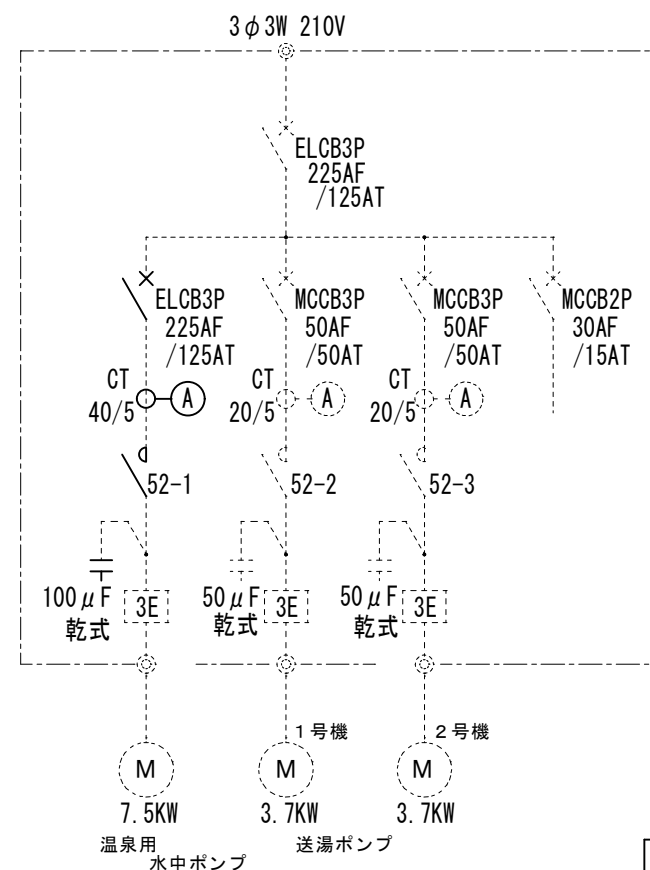
ポンプ 附属ケーブル：キャブタイヤケーブル 22[□]-3C(参考外径寸法：14.6×33.4)
電極附属ケーブル：キャブタイヤケーブル HVCTF 0.75-2C(参考外形寸法：12.8φ)

温泉ポンプ室平面図 (改修前) S=1/100

温泉ポンプ室平面図 (改修後) S=1/100



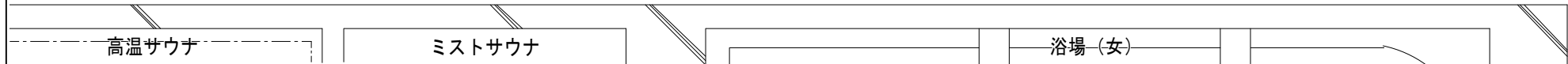
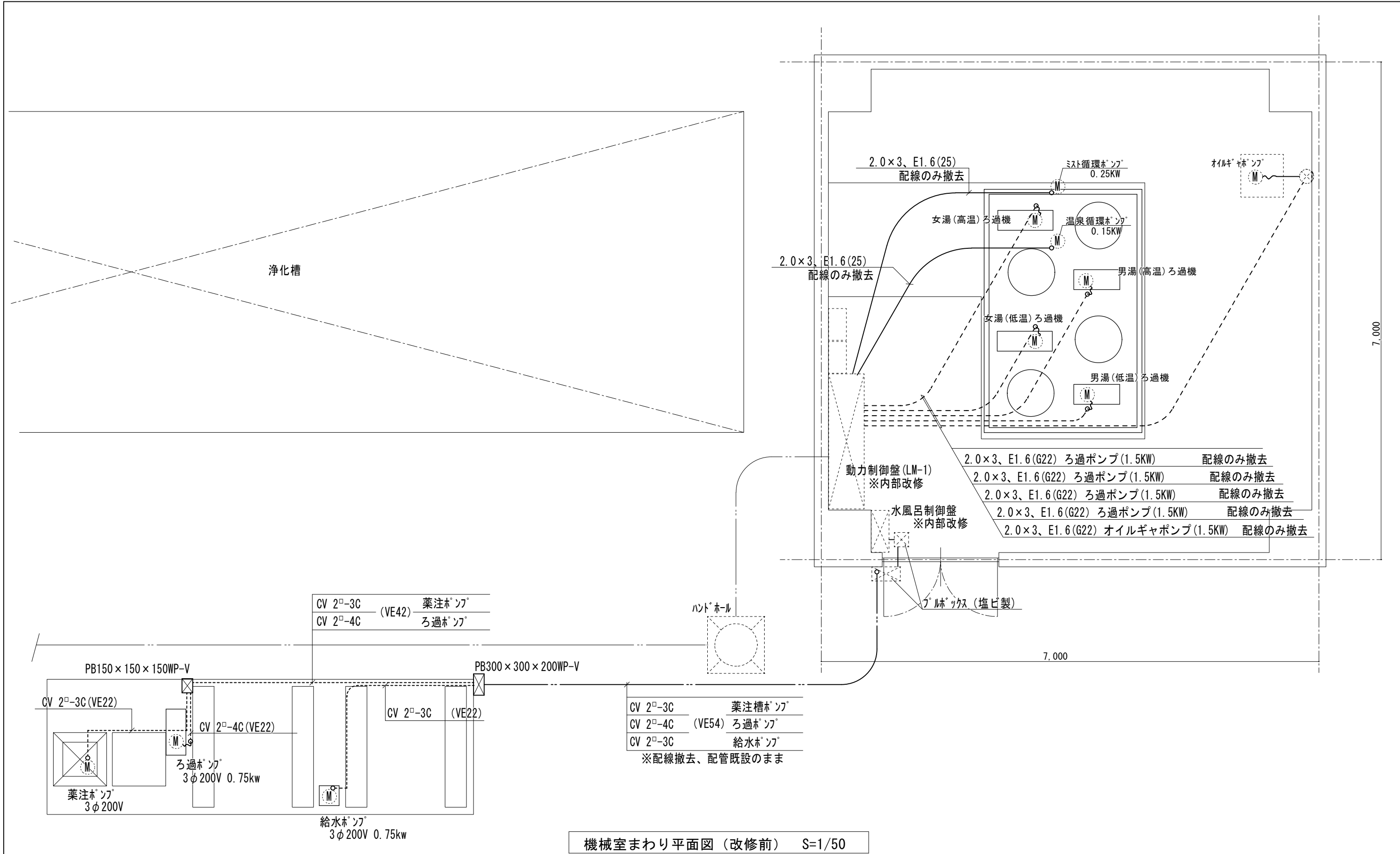
動力制御盤(改修前)



動力制御盤(改修後)

電気設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事	
 株式会社 ワーク設計 一級建築士登録番号96597号 春田 信行	温泉ポンプ室 平面図 (改修前、改修後)	1/50	25
	鹿児島市建設局建築部設備課		全 26



電気設備

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事		
 株式会社 ワーク設計	一級建築士登録番号96597号 春田 信行	機械室まわり平面図 (改修前)	1/50	26
		鹿児島市建設局建築部設備課		全 26